

**環境先進都市・京都の更なる進化に向けた**

**今後のごみ減量施策の在り方について（答申）**

～「ピーク時からのごみ半減」と

**資源の更なる有効な利用を目指して～**

**（案）**

平成 26 年 月 日

**京都市廃棄物減量等推進審議会**

# 目次

はじめに	1
1 背景	2
2 ごみ減量の意義・必要性と取組の方向性	
(1) ごみ減量の意義・必要性	5
(2) 取組の方向性	7
3 条例化すべき施策等	
(1) 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の 改正の必要性	7
(2) 条例改正を含めたごみ減量施策の具体的内容	8
(3) 2R促進策	10
(4) 分別促進策 (分別ルールの明確化と、分別実施の徹底を目指した取組)	19
(5) 条例改正に付随して取り組むべき重要施策（食品スーパーにおける レジ袋有料化の全市展開に向けた取組等の推進）	21
4 ごみ減量効果の見込み及び数値目標	
(1) ごみ減量効果の見込み	22
(2) 数値目標	23
おわりに	24

## 巻末資料

## はじめに

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会をもたらし、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、天然資源の枯  
5 渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊、温室効果ガスの排出による地球  
温暖化問題など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

京都市では、平成22年3月に「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・  
京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」（以下「ごみ  
10 半減プラン」という。）を策定され、平成32年度のごみ量を、ピーク時の半分  
以下となる39万トンまで削減することを目指し、様々なごみ減量の取組を進  
めて来られ、4割以上削減することができています。

しかし、ここ数年はわずかな減少にとどまっており、目標達成に向け、ごみ  
減量を加速するための新たな施策の検討が必要となっています。

15

こうした中、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、  
平成26年2月14日に門川市長から、「ごみ半減プラン」の目標達成に向け、  
条例化が必要な事項とプランの取組の見直しを検討するため、今後のごみ減量  
施策の在り方について意見を求められました。

20 諮問を受け、本審議会は、「ごみ減量施策検討部会」を設置し、34の業界団  
体・事業者からの意見聴取の結果も踏まえ、2R（リデュース：発生抑制，リ  
ユース：再使用）及び分別を促進する施策を中心に、精力的に議論を重ねてま  
いりました。

25 本答申は、審議会での議論の内容をとりまとめたもので、ごみの減量はもと  
より、資源の消費抑制を含めた有効利用や、ビジネススタイル、暮らし方、も  
のの使い方など、経済活動やライフスタイルの在り方を強く意識した提言をさ  
せていただいています。

30 京都市におかれては、本答申の趣旨、内容を十分尊重され、「環境先進都市・  
京都」にふさわしい条例の制定と、「ごみ半減プラン」の見直し・改訂に取り組  
まれることを期待します。

京都市廃棄物減量等推進審議会  
会長 高月 紘

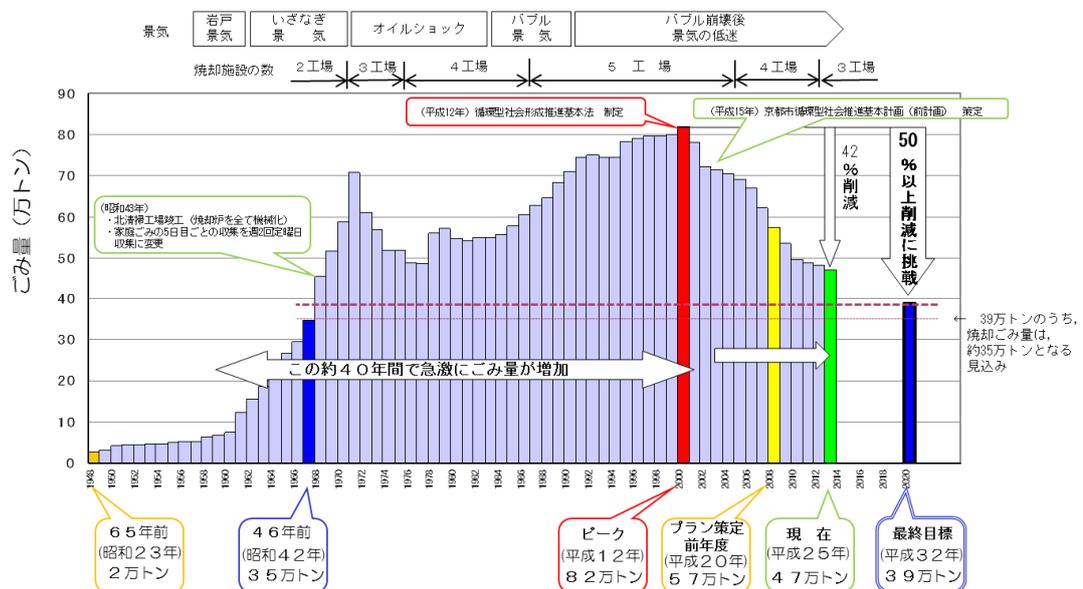
# 1 背景

## (1) ごみ量の推移

京都市のごみ量は、高度経済成長とともに急激に増加し、平成12年度には、82万トンのピークを迎えた。

平成22年3月に策定された「ごみ半減プラン」では、平成32年度のごみ量を、ごみが急増する前の昭和40年代初頭と同等の水準の39万トン（ピーク時の半分以下）まで削減することを目指し、様々なごみ減量の取組を実施し、市民、事業者の御理解と御協力により、4割以上の削減を達成している。

しかし、ここ数年はわずかな減少にとどまっている。



## (2) クリーンセンター（ごみ焼却施設）等の将来見通し

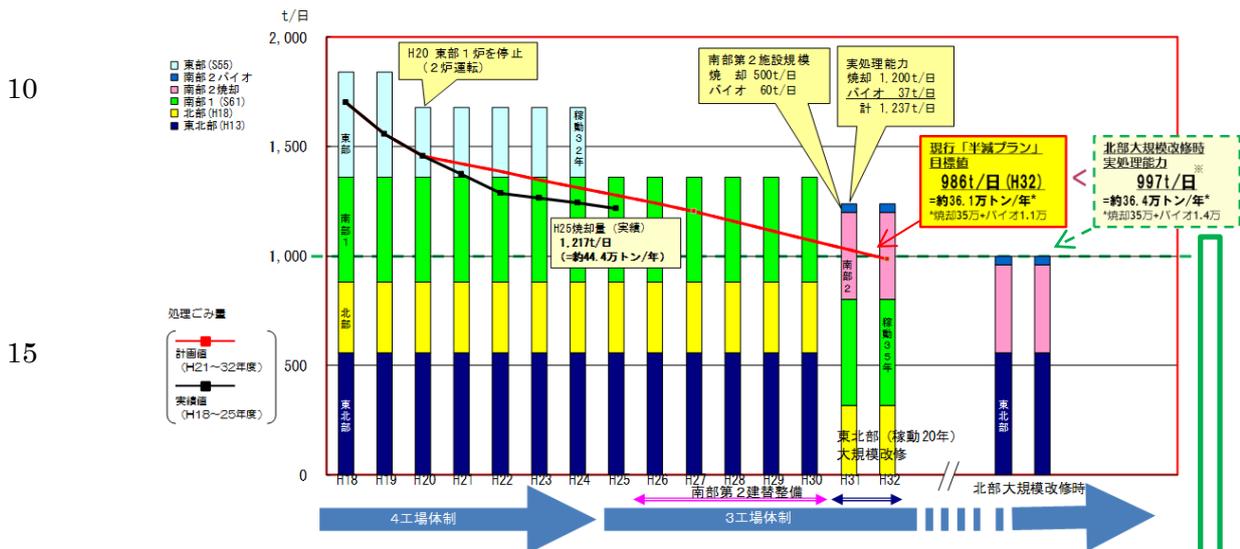
京都市では、資源・エネルギーの有効利用や環境負荷の低減、ごみ処理コストの最小化などを図るため、ごみ減量を積極的に推進してきた。その結果、平成25年3月に東部クリーンセンターを休止し、ピーク時には5工場あったクリーンセンターを、3工場まで削減してきた。

クリーンセンター3工場体制は、京都市にとって、最も効率的で、かつ、必要最小限のごみ処理体制であるが、今後とも、この体制による適正な処理を確保するためには、適切なメンテナンスが必要であり、点検・大規模改修時には2工場で処理しなければならない。

そのため、「ピーク時からのごみ半減」を達成し、焼却するごみ量を、現在（平成25年度）の約45万トンから、約35万トンまで削減する必要があることから、ごみ減量の取組を加速させるための、新たな施策の検討が必要となっている。

5 焼却ごみ量の削減は、本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を、できるだけ長く活用していくことにも繋がっていく。

○ 「ごみ半減プラン」における焼却するごみ量（日量）の計画値及び実績値と  
クリーンセンターの実処理能力



※ 北部大規模改修時の実処理能力 997t/日 について

○ 焼却（クリーンセンター）の実処理能力は、機器整備等の休炉期間を考慮すると、施設規模の約80%となる。

(例) 北部大規模改修時の実処理能力（焼却）  
施設規模 1,200※ (t/日) × 0.8 = 960 (t/日)  
※ 東北部：700 t + 南部第2：500 t = 1,200 t

+

○ バイオガス化施設の実処理能力は、バイオガス化後の残渣、機器整備等の休炉期間を考慮すると、施設規模の約62%と想定している。

(例) 北部大規模改修時の実処理能力（バイオ）  
施設規模 60 (t/日) × 0.62 = 37 (t/日)

### (3) 資源をめぐる国内外の情勢

国際的な資源価格の高騰、需給ひっ迫、鉱物資源の品位<sup>※1</sup>の低下に見られるように、今後、世界全体で資源制約が強まると予想されている。国連環境計画（UNEP）が設立した持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）<sup>※2</sup>は、全世界的な規模で資源消費が急増していることから、経済活動当たりの資源利用の削減と、資源利用に伴う環境負荷の低減が必要であるとしている。

こうしたことから、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、我が国における循環型社会の構築に向けた取組は、ごみの減量に加え、天然資源の投入量の一層の抑制とそれに伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保など、循環の質にも着目した取組を進めるべき段階に入ってきているとされている。

#### ※1 鉱物資源の品位

採掘される鉱石に含まれる金属資源の量であり、通常は質量比で示される。鉱物資源の品位の低下は、生産コストの上昇を招くおそれがあるほか、製錬に必要となるエネルギーや排出される不純物の増加に伴う環境負荷の増加も懸念される。

#### ※2 持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）

地球規模での経済活動の拡大に伴い、天然資源の持続可能な利用の確保が国際社会の大きな課題となっていることから、UNEPが平成19年11月に世界的に著名な科学者及び専門家を集め、設立した。

## 2 ごみ減量の意義・必要性和取組の方向性

ごみ減量を加速させるための新たな施策を検討するに当たり、ごみ減量の意義・必要性和取組の方向性を、以下のとおりとりまとめた。

### 5 (1) ごみ減量の意義・必要性

#### ア 廃棄物処理の経過

1980年代(～昭和)まで、京都市における廃棄物の処理は、公衆衛生の確保に主眼を置き、適正処理を中心に進められてきた。

その後、1990年代(平成～)以降、法の整備も進み<sup>※</sup>、ごみ減量、循環型社会の構築に向けた取組を強化してきた。

※ 資源有効利用促進法の制定(平成3年)  
廃棄物処理法の改正(減量に関する内容の追加)(平成3年)、  
容器包装リサイクル法(平成7年)、食品リサイクル法(平成12年)などの各種リサイクル法の制定、  
循環型社会形成推進基本法の制定(平成12年)

具体的には、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によりもたらされた、ごみの増加や質の多様化に対応するため、平成5年に条例<sup>※1</sup>を全部改正し、減量に関する内容を加えた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定し、資源ごみの分別収集や、家庭ごみ有料指定袋制、業者収集ごみ透明袋制、雑がみ分別・リサイクルの徹底<sup>※2</sup>など、ごみ減量の取組を推進してきた。

※1 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例  
※2 資源ごみの分別収集  
・ 缶・びん・ペットボトル：平成9年10月～  
・ プラスチック製容器包装全市拡大：平成19年10月～  
家庭ごみ有料指定袋制：平成18年10月～  
業者収集ごみ透明袋制：平成22年6月～  
雑がみ分別・リサイクルの徹底：26年6月～

## イ 更なるごみ減量の意義・必要性

平成22年3月には、「ごみ半減プラン」を策定し、平成32年度のごみ量をピーク時（平成12年度）と比べて半分以下の39万トンとする目標を掲げ、積極的にごみ減量の取組を推進してきている。

5        その結果、ピーク時からごみ量が4割以上減少し、ごみ処理コストの大幅な削減<sup>\*</sup>も図ることができたが、ここ数年、ごみ量はわずかな減少にとどまっていることから、現在の取組の延長では目標を達成することはできない。

10        ※ 処理コストの大幅な削減

- クリーンセンター（5箇所⇒平成25年度：3箇所）  
1箇所当たり、建設費400億円、年間運営費10億円の削減
- 家庭ごみ収集車両台数  
（平成18年度：258台⇒平成25年度：188台）  
15        △70台（△27%）
- 家庭ごみ年間収集運搬経費  
（平成18年度：94億円⇒平成25年度：54億円）  
△40億円（△43%）

20        クリーンセンターの3工場体制（点検・大規模改修時は2工場）による適正な処理を確保する必要があることから、ごみ減量を加速化し、「ごみ半減プラン」の目標を達成しなければならない。

25        これにより、資源・エネルギーの消費抑制を含めた有効利用や環境負荷の低減、ごみ処理コストの最小化などを図るとともに、本市唯一の最終処分場をできるだけ長く活用していくことや、行政サービスの充実・強化に繋げ、成長戦略も強力に推進することにより、社会経済活動を停滞させることなく、循環型社会、低炭素社会を構築していく。

30        そのためには、例えば、循環型社会の構築に繋がる技術革新やビジネスの創出などにより、ごみ減量や資源抑制に繋がる生産活動が市場においても優位な状況となるよう取り組んでいくことも必要である。

こうした認識の下、ごみの減量の取組を推進することにより、持続可能な社会を実現し、環境先進都市・京都の更なる進化と京都の都市格の向上にも貢献していく。

## (2) 取組の方向性

ごみの減量を加速させるためには、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）（以下「2R」という。）及び分別の促進に重点を置いた取組を一層推進することが必要である。

5        その際には、京料理に見られる、食材を無駄なく、余すことなく使い切る食文化や、紙ごみをはじめ、木質ごみや繊維ごみなど、民間による資源回収の受け皿が比較的整っている本市の特性を生かし、発生抑制も含めた京都らしい地域循環の仕組みとする必要がある。

10        こうしたごみ減量の取組を通じて、「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルを定着させていく。

## 3 条例化すべき施策等

### (1) 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正の必要性

15        「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ないことから、

- 京都の市民力・地域力を生かした、市民、事業者、京都市の共汗による、2Rで、全国をリードする新たな枠組みを構築するとともに、
- 分別を促進する仕組み（分別ルールの明確化と、分別実施の徹底を目指した取組）を創設し、再生利用を推進する必要がある。

20        そのため、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下、「条例」という。）を改正して、ごみ減量の意義・必要性を明確化し、市民、事業者等に発信するとともに、2R及び分別の促進を重点事項として条例化していくことが必要である。

25

#### ア ごみ減量の意義・必要性の明確化と発信

新たな条例において、ごみ減量の意義・必要性を明確化し、市民、事業者等に発信していただきたい。

#### イ 条例における重点事項

30

##### ① 2Rの促進

リサイクル（再生利用）よりも、ごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ないリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組の促進に向け、シンボリックなターゲットを明確にした上で、実効性のある具体的施策を規定されたい。

## ② 分別の促進

現在の条例における、分別への「協力」を「義務」に引き上げ、ルールを明確化し、徹底するとともに、指導強化のため、義務違反に対する措置も新設されたい。

5

## (2) 条例改正を含めたごみ減量施策の具体的内容

ごみ減量を加速させる新たな施策の具体的な内容について、以下のとおり提言する。

10

### ア 条例改正が必要な施策

#### ① 2R促進策（10～19 ページ）

重点化すべき6つの分野（①ものづくり、ものとの付き合い方、②食、③販売と購入、④イベント（祭り、催し等）、⑤おもてなし（観光）、⑥学生等の単身者による分別）に関し、

- ・ 取り組んでいただく（又は努力していただく）事項、
- ・ 関係事業者の報告義務、
- ・ 市民モニター制度

等を規定

#### ② 分別促進策（分別ルールの明確化と、分別実施の徹底を目指した取組）

（19～21 ページ）

（1）のイ（7～8 ページ）で示した2つの重点事項の具体的な内容を上記ページに提案する。

### イ 条例改正に付随して取り組むべき重要施策

#### ① 食品スーパーにおけるレジ袋有料化の全市展開に向けた取組の推進及び食品スーパー以外の業態におけるレジ袋削減の取組の拡大

15

発生抑制の取組の象徴とも言えるレジ袋の削減について、アの「2R促進策」に付随して、レジ袋使用枚数の最も多い食品スーパーにおけるレジ袋有料化をはじめとする取組を推進していただきたい（21 ページにて、レジ袋削減施策の方向性をまとめているので、参照いただきたい。）。

## ウ 新たな分別・リサイクル方策

### 家庭ごみ

- ① 古着のコミュニティ回収での回収拡大
- ② 剪定枝の分別機会の拡大（臨時回収など）
- ③ 小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光管等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進

コミュニティ回収や拠点回収等により分別回収を行っているこれらの品目については、「燃やすごみ」に排出されている割合の方が高いことから、既存の回収ルートの拡大等による回収促進を図られたい。

5

### 事業ごみ

- ① 持込ごみ（剪定枝等の木質ごみ）の民間リサイクル施設への誘導

木質ごみは、その約40%が民間リサイクル施設で有効利用されているが、クリーンセンターへの搬入手数料が民間リサイクル施設と比べて安価である場合があるなどの現状の下、持込ごみ搬入手数料の在り方等、民間リサイクル施設への誘導策を検討されたい。

10

## エ 啓発・指導・支援

- ① 地域（地域ごみ減、エコ学区等の団体等）とまち美化事務所・エコまちステーションの連携による、地域や世帯の特性に応じた戦略的でわかりやすい広報・啓発・支援
- ② 中小事業者への2R・分別指導・支援の強化

ごみ減量意識の更なる向上を図るためには、きめ細やかな啓発、支援等が必要であることから、地域との連携による取組や、中小事業者への指導、支援等の取組を推進していただきたい。

15

## オ 国への政策提言

- ① ものづくり企業への働きかけや、広域的な実施が必要な施策、食品リサイクル法や容器包装リサイクル法等の各種リサイクル制度の改善など、ごみ減量に効果的と考えられるが、市単独での実施に制約がある施策の推進に関する国への提言

市単独での実施に制約がある施策については、その実現に向けて、国に働きかけていくことが必要である。

20

## カ 引き続き検討すべき事項

### ① 業者収集ごみ搬入手数料の改定の検討

業者収集ごみの手数料については、平成20年4月、平成23年4月、平成26年4月の3回に分けて段階的に改定してきたところであり、今後講じていく施策によるごみ減量の状況や他都市の手数料の状況等を見極めながら、慎重に検討する必要がある。

### ② 業者収集ごみの有料指定袋制の導入

プラスチック類や紙ごみなどの分別を徹底した後に残るごみの大半が容積の小さい生ごみであるため、有料指定袋制の導入による減量効果は小さいと考えられる。また、制度を導入する場合、指定袋の製造経費など、年間数億円程度の経費が必要となることも課題である。

## (3) 2R促進策

「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ない。そのため、市民、事業者、京都市の共汗による、2Rで、全国をリードする新たな枠組みを構築していかなければならないことから、その具体的な内容を以下のとおり提言する。

### 基本的な枠組み

#### ○ 基本的責務

2Rを中心とする、ごみ減量に関する市民、事業者、本市の基本的責務を明確化するとともに、子どもたちへの環境教育と市民の環境意識の向上の重要性も踏まえ、環境学習の視点も加える。

#### ○ 具体的施策

##### ア 関係事業者、市民等の具体的な取組(11ページから16ページに詳細)

2Rの促進について、重点化すべき**6つの分野**に関して、**29項目**の取組事項を選定し、条例に規定

#### ○ 関係事業者等に取り組んでいただく(又は努力していただく)事項

業態や事業規模に関わらず、すべての関係事業者等に広く実施していただきたい取組を「取り組んでいただく事項」(=**8項目**)、に、その他を「努力していただく事項」(=**21項目**)に選定

○ **市民等に努力していただく事項**

- ・ 関係事業者等に取り組んでいただく（又は努力していただく）29項目と「対」になる、市民・イベント参加者等の取組を、努力していただく事項として規定
- ・ そのうち、関係事業者等に「取り組んでいただく事項」の8項目と「対」になる市民等の取組については、その実施を促進する啓発等を、市が特に力を入れて推進

イ **関係事業者の取組計画、取組実施状況及びレジ袋辞退率の報告義務**  
(16 ページから 17 ページに詳細)

ウ **消費行動や関係事業者の取組状況に関する市民モニターによる調査及びその公表等** (17 ページから 18 ページに詳細)

エ **2R促進を支援するための措置** (18 ページから 19 ページに詳細)

ア **関係事業者、市民等の具体的な取組**

Ⅰ **重点化すべき6つの分野**

① **ものづくりと、ものとの付き合い方(使い捨て製品や容器包装など)**

使い捨て製品の象徴とも言える乾電池（充電電池への転換）、省エネの観点や水銀条約の採択を踏まえた取組が必要な蛍光灯（LED化の推進）等の水銀含有製品、更には容器包装など、製造段階から発生抑制と資源回収を意識した取組の推進が必要。

また、ものとの付き合い方については、製品を購入・使用する際に2Rを、廃棄時には分別を意識する必要がある。市民のみならず、事業者も、例えば発生抑制の観点で、ITの活用によるペーパーレス化をはじめとするごみ減量の取組を推進することも必要。

【関係主体】ものづくり：家電、容器包装等製造業者、

ものとの付き合い：市民、事業者等

② **食**

家庭から最も多く排出される生ごみは、家庭ごみの4割、8万トンであり、そのうち食品ロス（食べ残し、手付かず食品）の量は、発生抑制可能なごみの中で最も多い年間3万トン。食料品を提供する小売業者、食事を提供する飲食業者等が排出する事業系の食品ロス（家庭

と同じ年間3万トン)の削減のためにも、これらの事業者や市民による、食品ロス削減に向けた一層の取組が必要。

**【関係主体】食の提供：小売業者，飲食業者，食べる：市民等**

5           **③ 販売と購入**

商品と市民との結節点である小売店において、発生抑制の余地のある食料品や容器包装、使い捨て製品などのごみ減量の取組への市民の気づきと意識向上を促す取組が必要。また、購入時に分別回収への意識付けを行うことも有効。

10           なお、容器包装は家庭ごみに占める重量比は2割であるが、容積比は燃やすごみ中の5割、資源ごみを含めた家庭ごみ中では6割をも占めている。また、軽量化や薄肉化により収集重量は減少しているが、排出個数は必ずしも減少していない。

**【関係主体】販売：小売業者，購入：市民等**

15

**④ イベント（祭り，催し等）**

京都マラソンや学生祭典、さらには祇園祭から地蔵盆まで、年間1万件を超えるイベント、祭り等が催され、多くの使い捨ての容器包装等が使用、廃棄されていることに加え、適正に分別されていないものも相当あることから、関係者の意識向上が必要。

20

**【関係主体】催す：イベント主催者，楽しむ：イベント参加者**

**⑤ おもてなし（観光）**

国際観光都市・京都ならではの課題でもある、観光に関連したごみの削減に向けては、宿泊施設における食事やアメニティの提供、土産物における過剰包装の削減などの改善の余地がある。今後の観光客の増加も見据え、環境先進都市として、市域内のごみを減らすことにとどまらず、市外の方へのごみ減量の取組の発信も意識し、関係者による環境配慮型のおもてなしを推進する取組が必要。

25

**【関係主体】もてなす：観光産業関連事業者（ホテル・旅館業者，土産物製造・小売業者），もてなしを受ける：観光客**

30

**⑥ 学生等の単身者による分別**

この項目は2Rではないが、ごみ減量・分別意識が低い（認知度が

低い) 学生等の単身者に対し、関係者の協力を得ながらアプローチしていくことは重要な課題であることから、2Rとともに重点化が必要。

**【関係主体】啓発・指導：大学（大学生協含む。）、集合住宅管理者 ，  
ごみの減量・分別：学生等の単身者**

5

※ **業種について**：上記の6つの分野に記載した関係主体の業種については、事業の一部で上記業種に属する事業を行う者も含む(以下同じ)。  
例・・・小売：飲食（ファストフード、カフェ等）、ホテル等 ，  
飲食：ホテル、旅館、大学生協等 ， イベント：大学等

10

## II 関係事業者、市民等の具体的な取組の内容

15

- 2Rの促進に関して重点化する下表の①～⑥の取組分野ごとに、重要な取組を抽出した上で、関係事業者等に「取り組んでいただく事項」(＝8項目)、「努力していただく事項」(＝21項目)、合計29項目を条例で規定。
- 併せて、関係事業者等の29項目と「対」になる、市民・イベント参加者・観光客等の取組を「努力していただく事項」として条例で規定。
- なお、取組の実施に当たっては、市が関係事業者等に、ごみ減量に関する啓発媒体等を提供することに加え、取組の選択にも幅を持たせるなど、事業活動の支障にならないよう、十分な配慮が必要。

20

### ○ 関係事業者等に「取り組んでいただく事項」(8項目)

取組分野	業種	番号	取組項目 (上段:事業者等の取組, 下段:「対」になる市民等の取組)
①ものづくり	製造	1	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力(乾電池から充電池へ、蛍光管からLEDへ など)
			乾電池から充電池、蛍光管からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
②食	飲食	2	食べ残さない食事を促進する客へのPR(小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等)
			食べ残さない食事の実践

取組分野	業種	番号	取組項目 (上段:事業者等の取組, 下段:「対」になる市民等の取組)
③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小売	3	ごみの少ないお買い物・資源物の回収を消費者に促進する店舗でのPR ----- ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出
		4	レジ袋が必要かどうかを確認する声掛けなどのPR及び市の方針で確認を促していることを案内する表示の精算場所周辺への掲示 ----- マイバッグ(買い物袋)の持参, レジ袋の使用辞退
④イベント	イベント 主催者	5	イベントにおける資源ごみの分別回収 ----- イベントにおける資源ごみの分別排出
⑤観光	ホテル・ 旅館	6	宿泊者への資源ごみの分別排出環境の提供又は分別排出方法の案内(宿泊者ではなく, 従業員が分けることも可) ----- 宿泊施設における資源ごみの分別排出
⑥学生等単身 者による分別	大学	7	学生への減量方法・分別ルールの周知・指導 ----- ごみ減量の取組及び分別排出の実施
	集合住宅 管理者	8	居住者への減量方法・分別ルールの周知・指導 ----- ごみ減量の取組及び分別排出の実施

○ 関係事業者等に「努力していただく事項」(21項目)

取組分野	業種	番号	取組項目
①ものづくり	製造	1	自治体の分別収集や拠点回収への排出を促すPR(電池, 蛍光灯, 家電等へのラベリング など)
		2	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR(包装への印字等)
②食	飲食	3	食べ残し持帰り希望者への対応(ドギーバッグ等)

取組分野	業種	番号	取組項目
②食	飲食	4	ウェットティッシュ, ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制
		5	使い捨て容器(食器)の使用抑制
③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小売	6	量り売りや簡易包装, 省容器包装販売の推進
		7	容器包装の少ない商品のPR(商品棚への表示など)
		8	レジ袋削減効果の高い, レジ袋有料化又はポイント還元(キャッシュバックも含む)の実施
		9	カフェ, コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け(声掛けの代わりに案内の掲示でも可)
		10	持ち帰り弁当等の購入時に, 割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
		11	食料品の見切り販売(賞味期限の近い商品の値引き等)の実施
		12	食料品の欠品理由の表示など, 廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明
		13	店頭回収の実施(容器包装, 家電, 電池, 蛍光灯等)
④イベント	イベント 主催者	14	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け(事前告知等)
		15	イベントにおけるリユース食器の使用
⑤観光	ホテル・ 旅館	16	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
	土産物 製造・ 小売	17	同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給【製造業者】
		18	自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR【小売業者】
		19	他都市での物産展における簡易包装のPR(京都のごみ減量のPR)

取組分野	業種	番号	取組項目
⑥学生等単身者による分別	大学	20	大学における資源ごみの拠点回収の実施
事業者全般		21	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏紙使用等による紙ごみを中心とする2R(発生抑制・再使用)の推進

### III 関係事業者の取組計画及び実績に関する報告義務

5 一定規模以上の関係事業者に、年度ごとに1回、以下の報告を義務付け、ごみ減量の取組の「見える化<sup>\*</sup>」を図ることによって、関係事業者による主体的な取組の促進に繋げていく。

- ① 当該年度の取組計画
- ② 前年度の取組実績
- ③ 前年度のレジ袋辞退率の実績（小売業を行う事業者のみ）

10 ※ 関係事業者の取組の「見える化」について  
地域の店舗における取組やレジ袋辞退率を公表し、地域での啓発に活用することも可能

15 報告義務の対象者については、できる限り広くカバーしていくことを念頭に置きつつ、関係法令等のこれまでの報告制度を参考に、事業者等にとって過度な負担とならないよう検討したので、以下のとおり提言する。

#### ■ 小売業者

- 20
- ・ 店舗面積が400㎡以上の小売店舗<sup>※1</sup>
  - ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が3,000㎡以上の事業者<sup>※2</sup>

※1 京都市では、大規模小売店舗立地法（店舗面積1,000㎡以上の小売店への規制）に加え、中規模小売店舗設置指導要綱を設け、店舗面積が400㎡以上の小売店舗に、設置時の届出（建物概要、運営方法等）等を求めている。

25 ※2 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が3,000㎡以上の食品関連事業者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

\* 面積ベースのカバー率（試算結果）：81%

30

## ■ 飲食業者、ホテル・旅館業者

- ・ 建物の延床面積が一定規模（400～1,000 m<sup>2</sup>の範囲で検討）以上の事業所<sup>※1</sup>
- ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業者<sup>※2</sup>

5

※1 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

10

※2 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の食品関連事業者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

## ■ イベント主催者

- ・ 期間が限定的であり、規模や種類も多種多様であることから、市民モニター制度で対応し、報告義務の対象としない。

15

## ■ 大学、集合住宅管理者

- ・ 大学は、すべて対象とする。集合住宅は、推定 1.2 万棟と件数が多いことから、届出とすることや、一定規模以上に絞り込むことなどを検討

20

## ■ 製造業者

- ・ 市内外への供給が混在するため対象にしない。なお、自主的に報告する事業者については、優良事業者として紹介する。

25

## IV 消費行動や関係事業者の取組状況に関する市民モニターによる調査及びその公表等

### ■ 市民モニター制度

30

#### ○ 概要

ア 市が市民モニターを委嘱し、関係事業者等に「取り組んでいただく事項」（又は「努めていただく事項」）について、対象業種のうち、市民が利用する機会が多いと考えられる以下の対象事業者等の取組状況を調査し、市に報告する。

35

- ① 小売店 ② 飲食店 ③ イベント

イ 市民モニター自身の消費行動について、自己診断を行い、市に報告する。

○ 目的

ア 優良事例の発掘

5 イ 報告義務の対象となっていない事業者等の取組状況の確認

ウ 市民モニター制度の実施を通じた、地域における2Rを中心としたごみ減量活動の気運の醸成

○ 留意すべき事項

10 ・ モニター結果が客観的な評価となるよう、評価手法の検討や市民モニター研修などが必要である。

■ 報告義務対象事業者からの報告内容及びモニター結果の市による公表

○ 概要

15 ・ 対象事業者から報告を受けた事業者ごとの取組状況、レジ袋辞退率を公表するとともに、地域別の状況のとりまとめ・公表も行う。

・ モニター結果を受け、優良事例の公表、地域ごとの取組状況のとりまとめ・公表を行う。

20 ○ 留意すべき事項

・ 事業者ごとの取組状況の公表については、事業活動への影響を十分に考慮した上で行う必要がある。

■ 関係事業者等の指導等

25 ・ 報告内容や市民モニター結果等を基に、取組や報告が十分でない関係事業者等に対して指導を行う。

・ 指導しても改善されない場合の措置として、改善勧告、それでも従わない場合の勧告内容の公表を規定する。

30

**V 条例を推進するための支援措置**

以下に示すような支援措置を検討いただきたい。そのほかにも、関係事業者からの意見も参考にされたい。

・ 優良事例のPR、先進事業者の表彰

- ・ 店頭回収への支援（小型家電や電池などの小さな資源物を中心に支援）
- ・ ごみ減量に配慮したものづくりへの支援（認定、認定商品の広報等）

5

#### （４）分別促進策（分別ルールの明確化と、分別実施の徹底を目指した取組）

家庭ごみにおいては、プラスチック製容器包装や雑がみなどの分別実施率が低く（プラスチック製容器包装：36%）、事業ごみにおいても、資源化可能な紙ごみや、産廃の資源物である缶・びん・ペットボトルやプラスチック類のクリーンセンターへの排出量が多い（資源化可能な紙ごみ：約3.6万トン、産廃の資源物：約3.2万トン）。

10

そのため、再生利用をより一層推進するための取組として、市民及び排出事業者の、分別を促進する仕組み（①分別ルートを明確化と、②分別実施の徹底を目指した取組）を創設されたい。

15

##### ア 分別ルートを条例において明確化（義務化）

現在の分別への「協力」を「義務」に引き上げ、ルートを明確化

##### イ 分別の実施を徹底

20

市民及び排出事業者等への分別実施に関する周知・啓発を徹底

##### ウ 分別徹底への手順の明確化

###### 家庭ごみ

25

- ・ 分別ルール違反の「燃やすごみ」にシールを貼付し、残置
- ・ 改善が見られない場合等において、分別ルール違反ごみの指導徹底
- ・ それでもなお改善が見られない場合は、分別ルール違反の「燃やすごみ」のみ開封調査を実施し、分別ルールを守らない排出者を指導

30

###### 事業ごみ

- ・ クリーンセンターでの搬入物検査を強化
- ・ 分別ルールを守らない排出事業者等を指導

## エ 分別義務の対象となる資源物

### 家庭ごみ

- 5      • 定期収集を行っている「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「小型金属・スプレー缶」
- 平成26年6月に分別の仕組みを構築した「資源化可能な紙ごみ（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ）」

### 事業ごみ

- 10     • 産廃の資源物である「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチック類」
- 「資源化可能な紙ごみ」（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ）
- ただし、事業ごみに関して、新聞・雑誌・ダンボールと比べて分別実施率が低い「雑がみ」については、分別の対象とする「雑がみ」の種類を明確にした上で、より丁寧、かつ、徹底した周知が必要であるため、
- 15     他の品目の実施時期から半年程度の猶予期間を設けた上で実施する必要がある。

## オ 罰則について（義務違反への措置）

20     過料を設けている都市もあるが、資源ごみ等の「持去り禁止」と同様に、指導強化のために必要最小限の規定を整備すべきとの考えから、罰則を設けずに指導を徹底すべきであり、以下の措置を講じられたい。

■ 指導 ⇒ 改善勧告 ⇒（事業者のみ、勧告内容の公表）⇒ 命令

## カ 留意すべき事項

### 25     ○ 分別指導

分別指導に当たっては、その内容にバラつきがないようにすることが必要である。

また、すべての市民が理解できるよう、啓発、指導等において、外国人や高齢者等への配慮が必要である。

30

### ○ 燃やすごみの開封調査

開封調査については、繰り返しの啓発、指導によっても改善が見られない場合における最終的な手段として実施するものとし、分別ルール違反者を指導するために、必要最小限の範囲で実施することを大原則とす

る。

また、プライバシーに配慮し、市が責任を持って実施することが必要である。

5 ○ 事業系の紙ごみの分別について

分別促進策の実施に向けて、対象品目や指導等の具体的な実施手法等について、一般廃棄物収集運搬許可業者と十分に意見交換を行い、排出事業者への周知徹底を図る必要がある。

10 (5) 条例改正に付随して取り組むべき重要施策（食品スーパーにおけるレジ袋有料化の全市展開に向けた取組等の推進）

■ 家庭から排出されるレジ袋枚数の業態別の分布から見た施策の方向性

① 50%以上が5リットル以下のサイズの小さなレジ袋である（表中の黄色部）。  
 (補足) ・ 小さなレジ袋を提供する機会をゴミ減量の啓発機会と捉え、レジでの声掛けなどの啓発を徹底していくことが重要  
 ・ 食品スーパーとコンビニエンスストアが目目されることが多いが、その他の業態や店舗表示名のない袋の割合も少なくないことから、すべての小売店舗に広く取り組んでいただく必要がある（表中の全体部）。

② 食品スーパーの割合が最も高い（合計：20%以上 ⇒ 表中の緑部）。(白地（店舗名表示なし）を除く）。

	小型手提げ袋 (40cm角以下)			大型手提げ袋 (40cm角超)	合計
	5ℓ以下	5ℓ超	小計		
百貨店	1.09%	1.80%	2.89%	0.05%	2.94%
食品スーパー	8.57%	13.54%	22.11%	0.16%	22.27%
コンビニエンスストア	11.35%	1.32%	12.67%	0.00%	12.67%
パン、菓子等その他の食料品店	5.19%	4.06%	9.25%	0.14%	9.39%
本、レコード等日用品店	3.26%	5.11%	8.37%	0.75%	9.12%
ホームセンター、家電・家具量販店	0.75%	0.99%	1.75%	0.18%	1.93%
ドラッグストア、100円均一ショップ	2.23%	2.97%	5.20%	0.00%	5.20%
業態不明（店舗名表示あり）	2.31%	2.84%	5.15%	0.16%	5.31%
白地（店舗名表示なし）	17.62%	13.07%	30.69%	0.48%	31.17%
合計	52.37%	45.70%	98.08%	1.92%	100.00%

【出典】平成24年度 家庭ごみ細組成調査（京都市）（総調査枚数：14,191枚） ※ 全体は排出枚数の割合が5%以上

【方向性】

① 2R促進策（条例改正）において、レジでの声掛けなどのPRを「取り組んでいただく事項」とする。

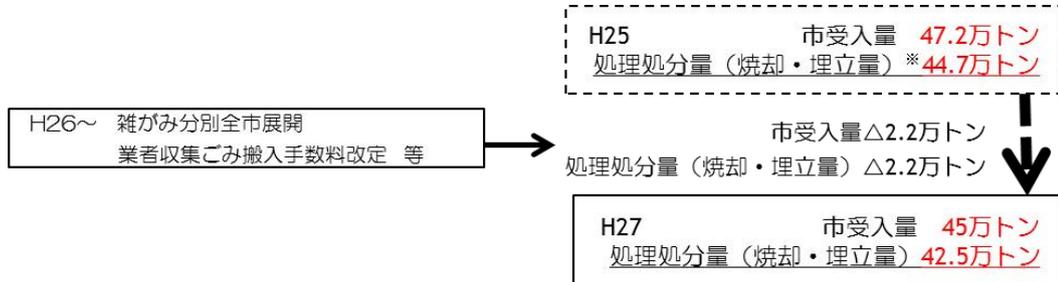
② レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーについては、「協定」によるレジ袋有料化市内全店実施を目指す。加えて、コンビニエンスストアをはじめとした食品スーパー以外の業態についても、有料化等のレジ袋削減の取組がより一層拡大するよう、市による働きかけを強化していただきたい。

## 4 ごみ減量効果の見込み及び数値目標

### (1) ごみ減量効果の見込み

主要施策によるごみ減量見込みを示すので、「ごみ半減プラン」改訂版において、下表を目安にごみ量を設定されたい。

5



※ 処理処分量  
市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量を差し引いた量。

施 策		H28~H32の減量効果 (万トン)	
		市受入量	処理処分量
新たな制度・仕組みの創設	家庭ごみ		
	○家庭ごみの分別促進策(雑がみ分別実施率向上)	$\Delta 0.7$	$\Delta 0.7$
	○家庭ごみの分別促進策(プラスチック製容器包装分別実施率向上)	—	$\Delta 0.4$
	○古着, 剪定枝等の分別拡大	$\Delta 0.3$	$\Delta 0.3$
	<b>家庭ごみ 計</b>	<b><math>\Delta 1.0</math></b>	<b><math>\Delta 1.4</math></b>
事業ごみ	○事業ごみの分別促進策 (産廃の資源物である缶・びん・ペットボトル, プラスチック類) ※ 処理処分量と市受入量の差の $\Delta 0.5$ 万トンは, 業者収集マンシヨンのプラスチック製容器包装分別実施率向上による効果	$\Delta 1.0$	$\Delta 1.5$
	○事業ごみの分別促進策(資源化可能な紙ごみ)	$\Delta 2.0$	$\Delta 2.0$
	○持込ごみ(木質ごみ)の民間リサイクル施設への誘導	$\Delta 0.5$	$\Delta 0.5$
	<b>事業ごみ 計</b>	<b><math>\Delta 3.5</math></b>	<b><math>\Delta 4.0</math></b>
啓発強化	○南部クリーンセンター第二工場に併設するバイオガス化施設による焼却量の削減	—	$\Delta 1.1$
	○2R促進策等 (条例改正, 地域の取組強化等により, 食品ロスや, 容器包装, 電池等の削減に関するPR施策を一層推進) → 減量意識の底上げと定着 ⇒ 啓発による近年の平均的な削減実績 $\Delta 0.3$ 万トン/年が, 条例改正等によりさらに5年間効果継続	$\Delta 1.5+$ $\Delta \alpha$	$\Delta 1.5+$ $\Delta \alpha$
<b>合 計</b>		<b><math>\Delta 6.0+</math></b> <b><math>\Delta \alpha</math></b>	<b><math>\Delta 8.0+</math></b> <b><math>\Delta \alpha</math></b>

H32	市受入量 <b>39万トン以下</b> (対ピーク時: $\Delta 43$ 万トン, $\Delta 52\%$ ) 処理処分量(焼却・埋立量) <b>34.5万トン以下</b> (対ピーク時: $\Delta 42$ 万トン, $\Delta 55\%$ )
-----	---

## (2) 数値目標

新たに実施すべき施策を踏まえ、現在の主たる目標である「ごみの市受入量」等に加えて、新たに数値目標を掲げるべき主な項目を以下のとおり提案するので、新たな「ごみ半減プラン」に盛り込んでいただきたい。

### 5 ア 家庭ごみ及び事業ごみに関する目標

次の4つの項目については、新たな施策を進めていく上で、極めて重要な指標と考えられることから、前ページに示したごみ減量効果の見込み等を踏まえ、具体的な数値も提案する。

(単位：万トン)

	平成25年度	平成32年度	考え方
ごみの市受入量	47.2	39	22 ページ参照
ごみ焼却量	44.4	34.2	22 ページ参照 (処理処分量-埋立量0.3万トン)
食品ロス排出量 (手つかず食品を含めた食べ残しの量)	6.7	5.2	ピーク時(平成12年度)9.6万トンから、これまで約30%削減しているが、今後さらに削減し、ピーク時から概ね半減を目指す。
紙ごみ排出量	14	10	22 ページの効果も踏まえ、今後約4万トンの削減を目指す。

10

### イ 家庭ごみに関する目標

- 燃やすごみ排出量(年間排出量に加え、1世帯当たりのごみ袋使用枚数・容量も別途設定)
- プラスチック製容器包装の分別実施率
- 15 レジ袋排出量
- 小型家電回収量
- 電池の排出量・回収率(乾電池、充電電池のそれぞれについて)
- 蛍光管の排出量・回収率

### ウ 事業ごみに関する目標

20

- クリーンセンターへのごみ搬入量
- 木質ごみ排出量

## 5 おわりに

本審議会は、京都市長からの諮問に基づき、条例化すべき施策等の具体的内容を中心に、以上のとおり提言をとりまとめた。

- 5 本答申が、本審議会の意見に加え、34の業界団体・事業者の意見も踏まえてとりまとめられたものであることを重く受け止め、本答申に示された内容を十分に尊重した上で、条例改正及び「ごみ半減プラン」見直し・改訂に早期に取り組まれない。

- 10 なお、今回の施策の中心を成す条例については、市民生活及び事業活動への影響が極めて大きいことから、制定から施行までに一定の周知期間を設けていただくことをお願いするとともに、全国に誇れる、発信力ある条例となるよう、市民に分かりやすい条例の愛称の募集を検討されるよう申し添える。

5

10

## 巻末資料

資料① 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料② 審議会委員・部会員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

15

資料③ 審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資料④ ごみ減量の現状と課題（「第1回ごみ減量施策検討部会」資料より）・・・・ 6

20



京都市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 高 月 紘 様

京都市長 門 川 大 作



今後のごみ減量施策の在り方について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、平成26年12月を目途に答申いただきますようお願い申し上げます。なお、条例化が必要な事項につきましては、平成26年9月を目途に答申をいただきたく、よろしく願いいたします。

記

（諮問事項）

今後のごみ減量施策の在り方

- （1）「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方
- （2）東部山間埋立処分地の延命策の在り方

（諮問理由）

別添のとおり

別添

(諮問理由)

本市では、貴審議会からの答申を踏まえ、平成22年3月に「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(以下「ごみ半減プラン」という。)を策定し、様々なごみ減量の取組を進め、ピーク時の平成12年度に82万トンあったごみ量が、平成24年度には48.1万トンと4割以上削減することができました。しかし、近年は微減の状況にあり、平成32年度の目標である39万トンを達成し、「ピーク時からのごみ半減」を実現するためには、ごみ減量の取組をさらに加速する必要があります。

また、これまで進めてきた焼却灰溶融施設整備事業について、平成25年8月に契約解除したことから、本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をより長期に活用するとともに、焼却灰のリサイクル等の有効利用を図るため、改めて延命策を検討することが必要です。

こうした状況を踏まえ、今後のごみ減量施策の在り方として、次の2点について御審議いただきたいと考えております。

第一は、「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方についてです。「ごみ半減プラン」の取組の見直しと、条例化が必要な事項として、現在検討を進めている容器包装削減策にごみ減量・分別の全般に係る検討を加えた、新たな枠組みの構築に生かしてまいりたいと考えております。

第二は、本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地の延命化及び焼却灰のリサイクル等による有効利用を図るための、現在のごみ処理技術・システムの進展を踏まえた対策の在り方についてです。

以上の2点について、貴審議会の御意見をいただきたく、諮問するものです。

資料② 審議会委員・部会員名簿（平成26年9月1日現在）

○ 京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	役職名
いわや みちこ 岩谷 道子	京都市生活学校連絡会 副会長
うつ かつみ 宇津 克美	京都商店連盟 会長
○ くんじま たかし 郡 孝	同志社大学経済学部 教授
さいでら とくじ 才寺 篤司	京都商工会議所 産業振興部長
さいとう たかし 斎藤 敬	日本チェーンストア協会関西支部 参与
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト, 環境カウンセラー
さ の たいぞう 佐野 泰三	京都市小売商総連合会 会長
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
たかだ つやこ 高田 艶子	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	京都大学名誉教授
とみなが みつのり 富永 光則	公益社団法人京都工業会 環境委員会 副委員長
ないとう あつし 内藤 篤	京都百貨店協会 事務局長（㈱藤井大丸 業務推進部 部長）
はらだ ちえこ 原田 千栄子	市民公募委員
ふじた ひさこ 藤田 比沙子	京都市地域女性連合会 常任委員
もりた ちすこ 森田 知都子	ふろしき研究会 代表
やまうち ひろし 山内 寛	京都市ごみ減量推進会議 副会長
やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
やまざき ようこ 山崎 陽子	左京保健協議会連合会 会長

（敬称略，五十音順）

5 ◎：会長 ○：会長職務代理者

○ ごみ減量施策検討部会員名簿

氏名	役職名
あさり 浅利 美鈴	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター 助教
おくの 奥野 耕平	株式会社 王将フードサービス 環境問題対策室長 (一般社団法人 日本フードサービス協会会員)
◎ さかい 酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
さきた 崎田 裕子	ジャーナリスト, 環境カウンセラー
さの 佐野 泰三	京都市小売商総連合会 会長
しんかわ 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
せき 関 孝和	JX金属敦賀リサイクル株式会社 取締役社長補佐 兼 製造工場長
たかだ 高田 つやこ 艶子	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都(京都消団連) 副理事長
たむら 田村 ゆか 有香	京都精華大学人文学部総合人文学科 准教授
やまかわ 山川 はじめ 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
よしだ 吉田 のぶあき 信昭	全国大学生生活協同組合連合会事務局労働組合

(敬称略, 五十音順)

◎: 部会長

資料③ 審議経過

(審議会)

会 議	開催月日	内 容
第52回	平成26年2月14日	・今後のごみ減量施策の在り方（諮問）
第53回	平成26年3月20日	・ごみ減量の現状と課題
第54回	平成26年7月1日	・ごみ減量施策検討部会における検討内容
第55回	平成26年9月22日	・環境先進都市・京都の更なる進化に向けた今後のごみ減量施策の在り方について（答申）（案）

5 (部会)

会 議	開催月日	内 容
第1回	平成26年6月2日	・ごみ減量の現状と課題 ・ごみ減量の意義と必要性 ・ごみ減量施策の方向性（案）
第2回	平成26年7月31日	・関係事業者からの意見聴取 ・具体的施策の検討・評価
第3回	平成26年8月25日	・分別促進策について ・答申（案）について

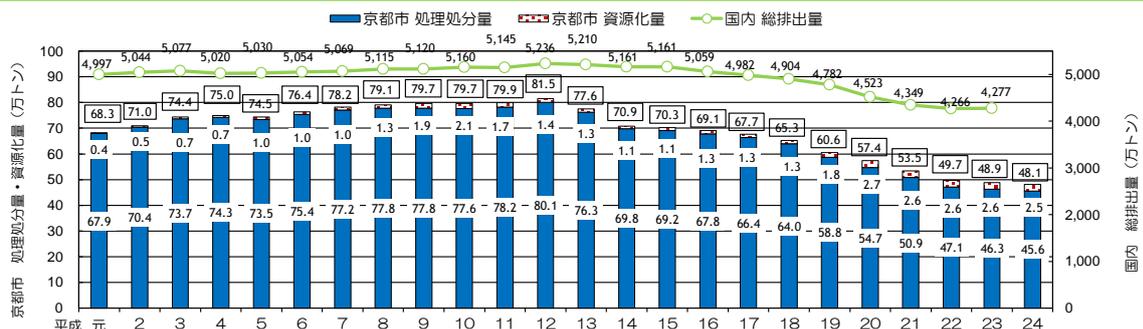
# 資料④ ごみ減量の現状と課題（「第1回ごみ減量施策検討部会」資料より）

## 【目次】

- ごみ量の推移とごみ処理の変遷
  - 1 ごみ量の推移とごみ処理の変遷①（ごみ量と主な施策）
  - 2 ごみ量の推移とごみ処理の変遷②（ごみ量と収集・処理体制）
- 家庭ごみの現状と課題
  - 3 燃やすごみ量の推移
  - 4 燃やすごみのごみ質（物理組成・資源化可能物の割合）
  - 5 資源ごみ量の推移と分別品目・拠点回収品目の変遷及び分別実施率・異物混入率
  - 6 家庭ごみの発生抑制可能物の割合（大型ごみは除く）
  - 7 プラスチック製容器包装の品目別の分別実施率
  - 8 資源ごみの分別及び発生抑制行動の年代別実施状況
  - 9 大型ごみ量の推移及び品目数の内訳
- 業者収集ごみの現状と課題
  - 10 業者収集ごみ量の推移
  - 11 業者収集ごみのごみ質（物理組成）
  - 12 業者収集ごみのごみ質（資源化可能物の割合）
- 持込ごみの現状と課題
  - 13 持込ごみ量の推移
  - 14 持込ごみのごみ質（物理組成）
  - 15 持込ごみの料金区分（3区分）別の搬入量・台数・搬入手数料単価・民間リサイクル施設の料金単価
- ごみ減量施策の実施状況
  - 16 家庭ごみ減量施策の実施状況（全体像）
  - 17 家庭ごみ減量施策の実施状況（個別施策の補足説明）
  - 18 事業ごみ減量施策の実施状況（全体像）
  - 19 事業ごみ減量施策の実施状況（個別施策の補足説明）
  - 20 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の概要（減量及び適正処理関係の内容を中心に説明）
- 追加説明資料
  - 21 燃やすごみの使用用途別に見たごみ質
  - 22 古着類の排出実態
  - 23 業者収集ごみ（事業所分）のうちリサイクル可能な品目のごみ量の変化
  - 24 事業所の規模別分別実施状況
  - 25 持込ごみにおける木質ごみ（刈草含む）の搬入状況

## 1 ごみ量の推移とごみ処理の変遷①（ごみ量と主な施策）

本市では、缶・びん・ペットボトルの分別収集と大型ごみの有料化を導入後もごみ量は増加し、国内のごみ総排出量と同じような推移で平成12年度にピークを迎え、その後は、家庭ごみ有料指定袋制や業者収集ごみの透明袋制、事業ごみの手数料改定などの取組により、国内総排出量の減少を上回るペースでごみの量を削減

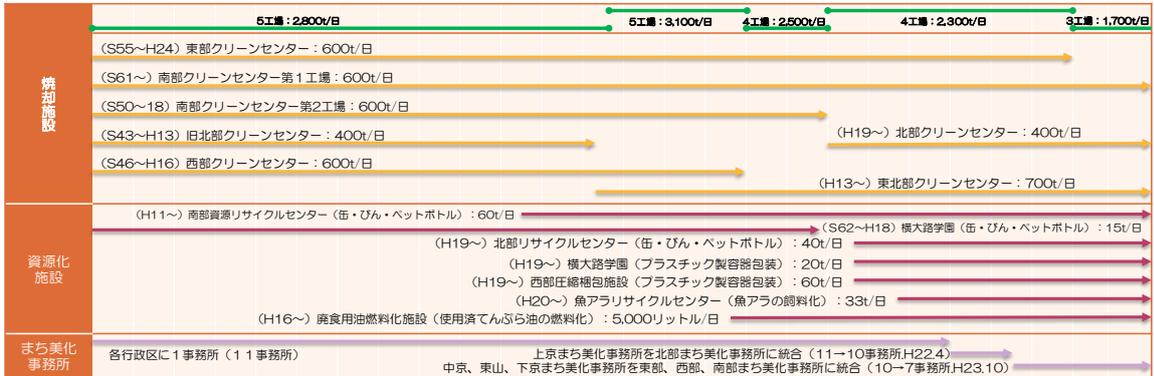
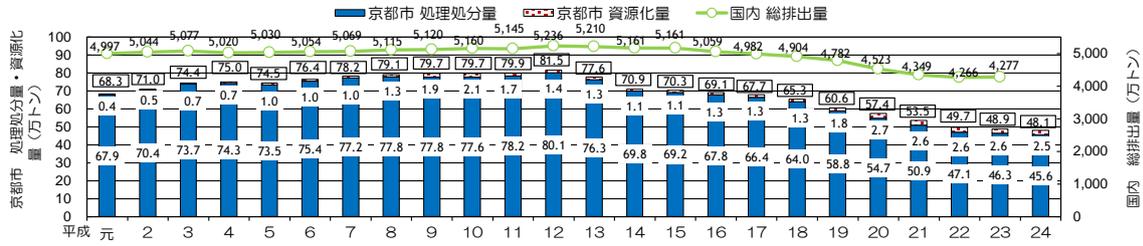


主な施策	○-昭和62年4月 空き缶分別収集開始（上京区、中京区、東山区）	○-9年10月 大型ごみの有料化実施	●-26年4月★ 業者収集ごみ手数料改定（100kgまでごとに800円→1000円）
	○-昭和63年9月 空き缶分別収集開始（山科区）	持込ごみ搬入手数料改定 17年7月●	●-18年4月● 業者収集ごみ手数料減額措置を段階的に廃止
○-元年9月 空き缶分別収集開始（南区、西京区）	●-18年10月○ 家庭ごみ有料指定袋制導入	○-19年10月○ プラスチック製容器包装分別収集を全市へ拡大	●-22年6月 告示産廃受入停止
○-2年9月 空き缶分別収集開始（左京区、伏見区）	●-13年7月● 持込ごみ搬入手数料改定	●-20年4月● 業者収集ごみ手数料改定（100kgまでごとに500円→650円）	●-22年6月 業者収集ごみの透明袋による排出義務化
○-4年9月 空き缶分別収集開始（左京区）全区実施	●-14年7月● 建設廃材等の持ち込みを原則停止	●-20年10月● 告示産廃搬入量上限引下げ（事業者あたり50t/月→20t/月）	●-23年4月● 業者収集ごみ手数料改定（100kgまでごとに650円→800円）
○-3年9月 空き缶分別収集開始（北区、伏見区）			
○-8年10月 空きびん分別収集を実施			
○-9年10月 ペットボトルの分別収集を実施			

○：家庭ごみに関する施策、●：事業者に関する施策、★：今後予定されている施策

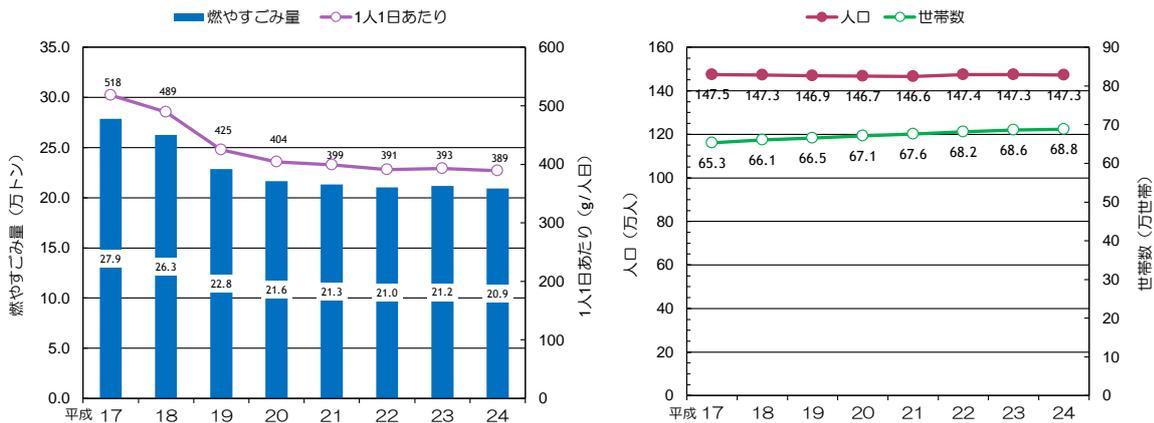
## 2 ごみ量の推移とごみ処理の変遷②（ごみ量と収集・処理体制）

- ・ 処理処分量（焼却量）の減少とともに、5つあったクリーンセンターを平成17年度から4工場とし、さらに、平成24年度末に耐用年限を迎えた東部クリーンセンターを休止して、3工場体制に移行
- ・ 一方で、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装等のリサイクルを行うための施設を順次建設



## 3 燃やすごみ量の推移

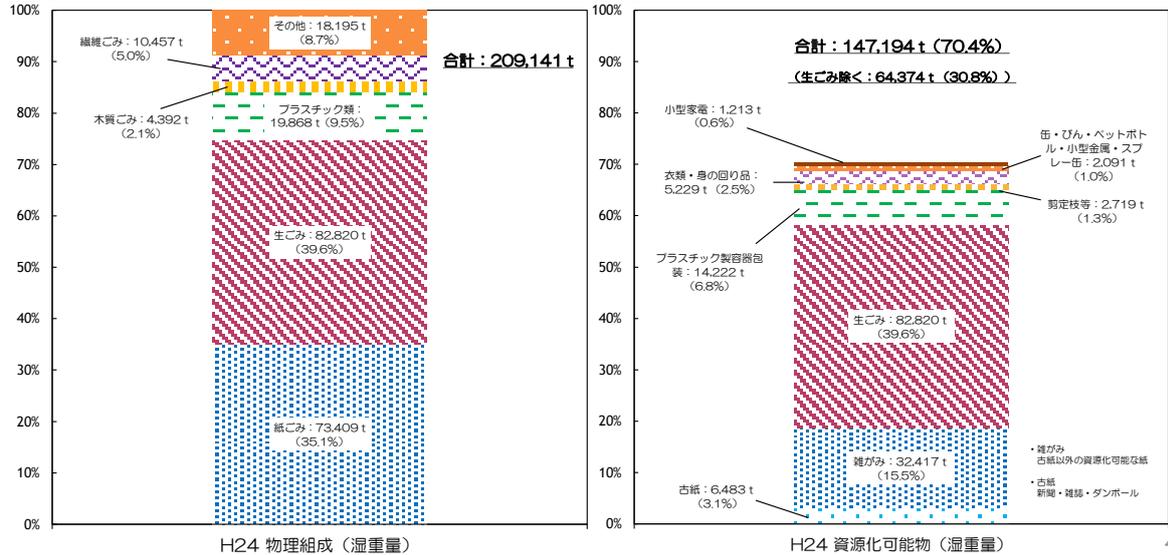
- ・ 家庭から出される燃やすごみ量は、有料指定袋制及びプラスチック製容器包装分別収集により約2割減少したが、その後は微減の状況。この間、人口は概ね横ばいであることから、一人一日当たりのごみ量も同じ傾向で推移
- ・ 一方、核家族化の進行により世帯数は増加し続けている。



主な施策	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		○-18年10月 家庭ごみ有料指定袋制導入	○-19年10月 プラスチック製容器包装分別収集全市拡大 エコイベント実施要綱策定			○-22年4月 「エコまちステーション」を各区役所・支所に設置 ・上京リサイクルステーションを開設		○-23年8月 「KYOTOエコマナー」開始	○-24年10月 「生ごみ3キリ運動」開始	○-25年7月 雑誌み分別実験を開始 ○-25年9月 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施

## 4 燃やすごみのごみ質（物理組成・資源化可能物の割合）

- 紙ごみ、生ごみ、プラスチック類が大半を占めており、剪定枝等の木質ごみ、繊維ごみが続く。
- 生ごみを除く資源化可能物の量は約64,000トン。プラスチック製容器包装が約14,000トン（分別収集量（約9,000トン）よりも多い）、平成26年度から全市展開を図る予定の雑がみも32,000トンと分別の余地が大きい。
- 剪定枝等の木質ごみ、衣類、小型家電も分別対策の余地がある。



## 5 資源ごみ量の推移と分別品目・拠点回収品目の変遷

- 資源ごみ量は、容器包装の軽量化などの発生抑制の効果もあり、近年は横ばいであるが、特にプラスチック製容器包装に見られるように、分別実施率が低いレベルで頭打ちしていることも横ばい状態が続く原因である。
- 平成22年度以降、拠点回収を拡大しているが、回収量は資源ごみ分別収集に比べると少ない。



## 6 家庭ごみの発生抑制可能物の割合（大型ごみは除く）

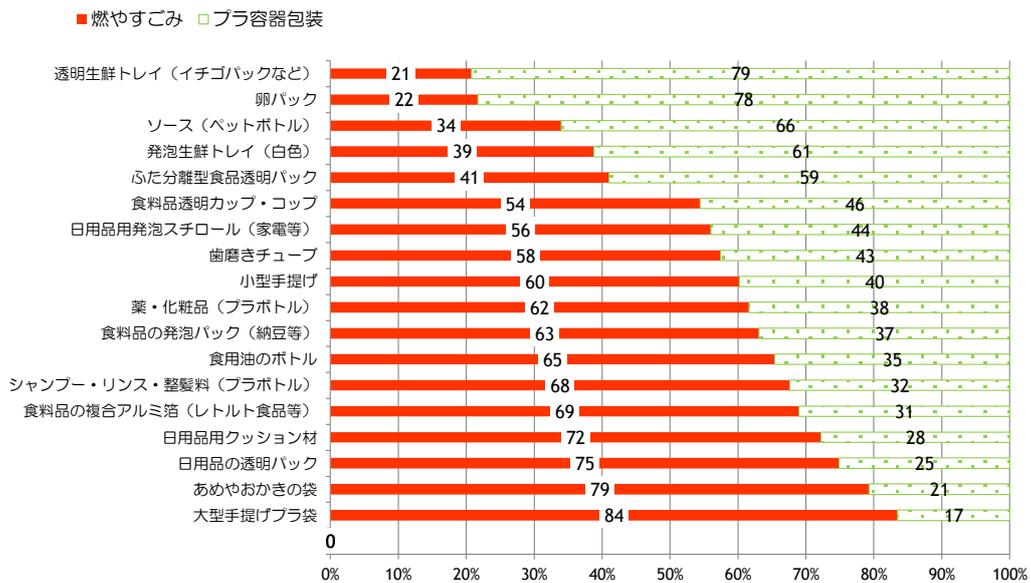
- 自主的な分別・リサイクルも含めた発生抑制の工夫ができるメニューが多いのが容器包装であり、量はあまり多くないが、目に触れる機会が多いことから、インパクトのあるPRができれば、ごみ減量を意識してもらえかけとなる可能性がある。
- 量的には、食べ残し・手付かず食品が年間3万トンも発生しており、大きな課題である。

主な品目	代替品・対応行動		燃やすごみ中の量		資源ごみ（缶・びん・ペットボトル・プラ）中の量	
	2R	自主的リサイクル	(トン)	(%)	(トン)	(%)
容器包装	レジ袋	マイバッグの持参	2,719	1.3	356	1.6
	トレイ	量り売り、裸売り、袋売り等	439	0.21	712	3.2
	飲料のペットボトル	水筒、マイボトル等の利用	167	0.08	2,804	12.6
	日用品のボトル類	詰め替え品の利用	732	0.35	579	2.6
	紙袋	テープ包装等の簡易包装利用	460	0.22	0	0
	包装紙	テープ包装等の簡易包装利用	523	0.25	0	0
生ごみ	食べ残し ※手付かず食品は含まない	計画的食材購入	12,967	6.2	53	0.24
	手付かず食品	計画的食材購入	18,404	8.8	73	0.33
衣類	衣類・身の回り品	バザー等の活用	5,229	2.5	4	0.02
有害・危険物等	蛍光管		21	0.01	0	0
	リユースびん		125	0.06	289	1.3
	乾電池	充電式電池の利用	146	0.07	9	0.04
	小型家電		1,213	0.58	11	0.05

6

## 7 プラスチック製容器包装の品目別分別実施率

- プラスチック製容器包装の分別実施率は約40%であるが、品目別に見ると大きな差がある。
- 日用品のクッション材や透明パックは、分け易いにも関わらず分別実施率が低く、分別対象であるとの認識自体が低い可能性があるほか、全般的に半分程度しか分けられておらず、改善の余地は極めて大きい。



7

## 8 資源ごみの分別及び発生抑制行動の年代別分別実施状況

- ・ 缶・びん・ペットボトルを分別している世帯の割合は、ほとんどの年代で71%~88%と高くなっているが、20歳代だけが53%と著しく低い。
- ・ プラスチック製容器包装を分別している世帯の割合は、60歳代以上は60%以上となっているが、40~50歳代は半分程度しか分別を実施しておらず、30歳代が37%、20歳代に至っては27%と極めて低い。
- ・ また、30歳代と20歳代は、拠点回収や店頭回収しか手段のない紙パックよりも、近所の定点で排出できるプラスチック製容器包装の方の割合が低くなっている。
- ・ 発生抑制行動については、一部の行動を除いて分別ほど顕著な年代別の差は見られないが、「水切り」、「レジ袋の辞退」、「容器包装の少ないものの選択」は高齢層の割合が高い。一方で、「食べ残さない」は若年層の方が高い。

【資源ごみの分別】（「いつも実行している」世帯の割合）

		全体 (回答数)	20歳代 (45)	30歳代 (90)	40歳代 (114)	50歳代 (104)	60歳代 (135)	70歳以上 (193)
分別収集	缶・びん・ペットボトル	79.9%	53.3%	78.9%	71.9%	82.7%	84.4%	88.1%
	プラスチック製容器包装	54.8%	26.7%	36.7%	48.2%	48.1%	61.5%	73.6%
	小型金属類	54.8%	31.1%	46.7%	48.2%	53.8%	61.5%	65.3%
紙パック・トレー等の拠点回収への排出		45.2%	28.9%	43.3%	36.0%	46.2%	48.1%	52.3%

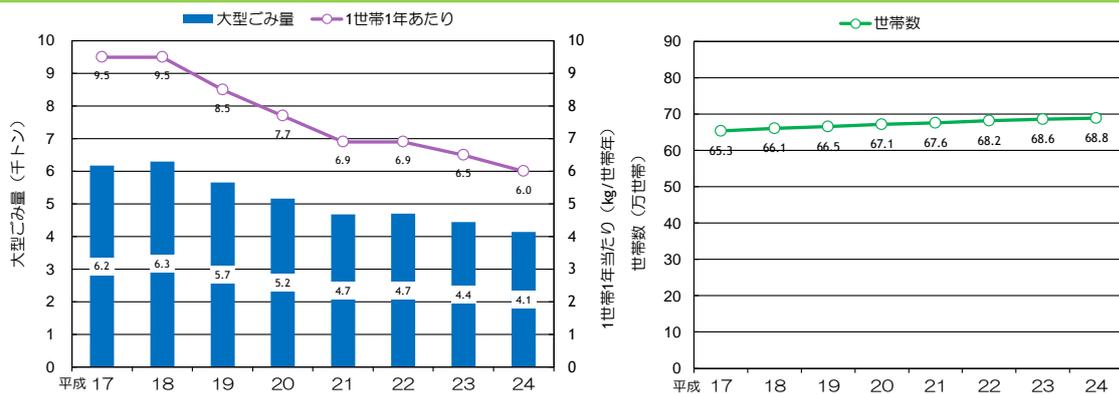
【発生抑制行動】（「いつも実行している」世帯の割合）

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
食品は必要な数・量を選んで買う	22.5%	22.2%	21.1%	16.7%	22.1%	17.0%	29.5%
冷蔵庫等の中をよく見てから食品を買う	39.2%	35.6%	37.8%	43.9%	33.7%	37.8%	42.0%
食べ残さない	51.7%	55.6%	52.2%	49.1%	52.9%	52.6%	50.8%
生ごみを捨てる前に十分に水切りする	31.5%	15.6%	23.3%	15.8%	26.0%	40.0%	44.6%
レジ袋をもらわない	40.1%	28.9%	31.1%	32.5%	42.3%	45.9%	46.6%
食品を買うときに容器包装の少ないものを選ぶ	15.3%	6.7%	3.3%	9.6%	5.8%	22.2%	26.9%
外出時にはマイボトルや水筒などを持参する	30.2%	17.8%	33.3%	28.1%	25.0%	29.6%	35.8%

（出典）京都市 市民アンケート調査結果（平成26年2月）

## 9 大型ごみ量の推移及び品目数の内訳

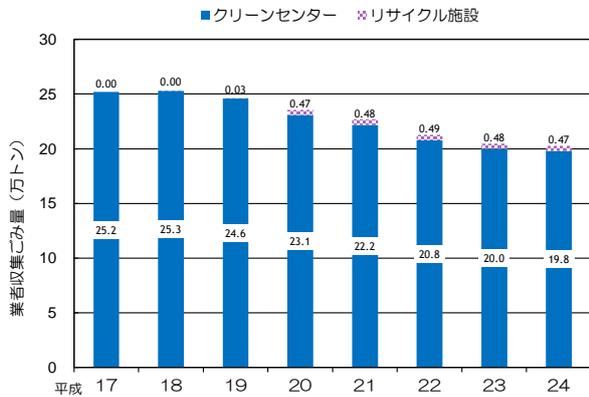
- ・ 世帯数が増加しているにもかかわらず、大型ごみは減少傾向が継続している。
- ・ 大型ごみ中の電気器具類の品目数がここ4年で相当減少しており、不用品回収業者等の民間市場への流れが年々増えている可能性がある。



主な品目数の内訳 (個数)	20	21	22	23	24
電気器具類	83,584	67,319	69,804	62,027	55,398
タンス・家具類	91,808	86,357	99,861	98,377	98,047
ふとん・カーペット類	84,852	77,880	82,732	83,030	77,657
その他	122,175	116,015	123,288	118,384	110,843
合計	382,419	347,571	375,685	361,818	341,945
受付件数 (件)	185,162	173,173	174,459	171,301	164,112

## 10 業者収集ごみ量の推移

- 平成21年度までは、景気の変化と概ね比例してごみ量が減少しており、平成20年度は手数料改定の影響で、すう勢より5千トンほど減少幅が大きくなっている。
- また、平成22年6月の透明袋制導入と平成23年4月の手数料改定により、その間の景気が回復傾向にあったにも関わらず約2万トンの削減を達成したが、その後は微減傾向にある。



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
主な施策				●-18年4月 業者収集ごみ手数料減額措置を段階的に廃止						
				●業者収集ごみ手数料改定 20年4月 (100kgまでごとに500円→650円)				●業者収集ごみ手数料改定 26年4月 (100kgまでごとに800円→1000円)		
							●業者収集マンション等の届出に関する要綱制定 22年2月			
							●業者収集ごみの透明袋による排出義務化 22年6月			
								●23年4月 業者収集ごみ手数料改定 (100kgまでごとに650円→800円)		

【業者収集マンション届出数の推移】

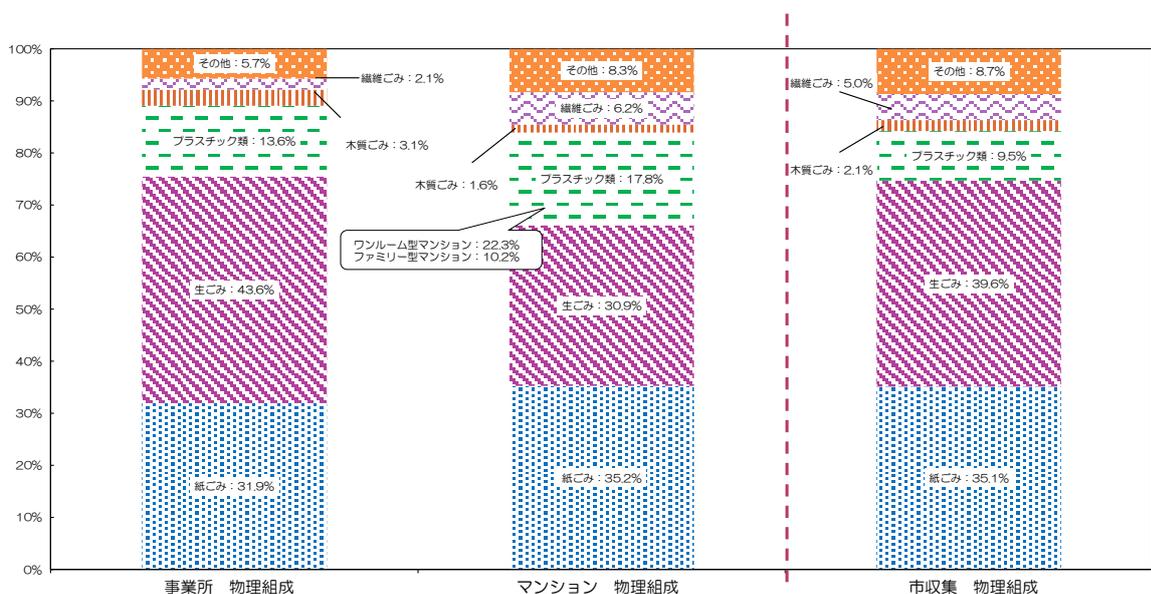
	22	23	24	25 (26.1末)
マンション数 (棟)	4,203	4,272	4,329	4,365
総戸数 (戸)	11.9万	12万	12.1万	12.2万

★：今後予定されている施策

10

## 11 業者収集ごみのごみ質① (物理組成)

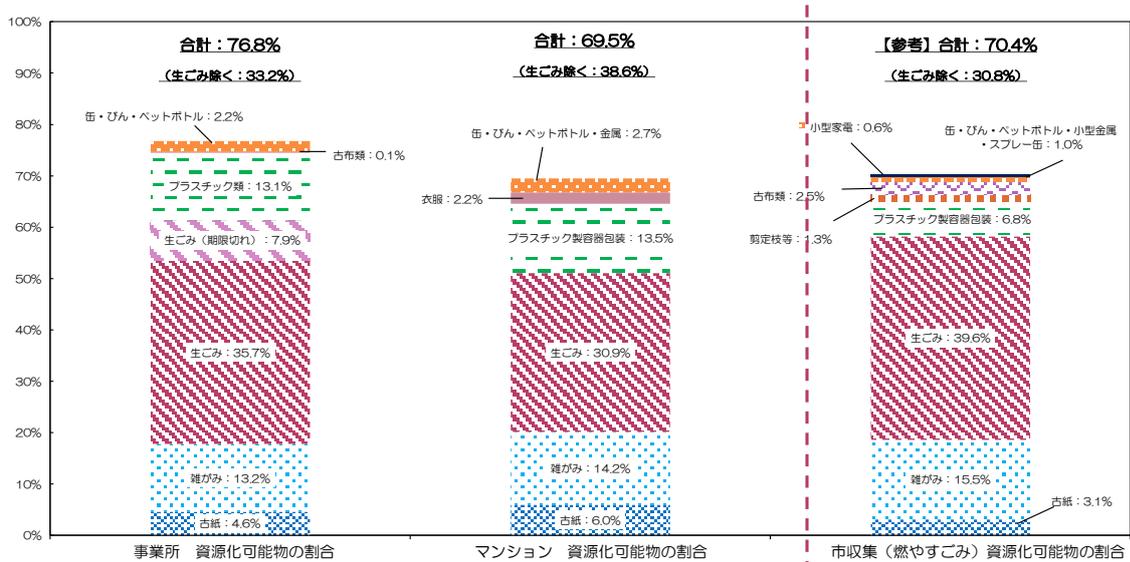
- 家庭の燃やすごみと同様に、紙ごみ、生ごみ、プラスチック類が多い。
- マンションは、特にプラスチック類の比率が高い。プラスチック類の割合をマンションのタイプ別に見ると、ワンルームマンションでは割合が高く、ファミリータイプでは市収集の割合とほぼ同じとなっている。



11

## 12 業者収集ごみのごみ質②（資源化可能物の割合）

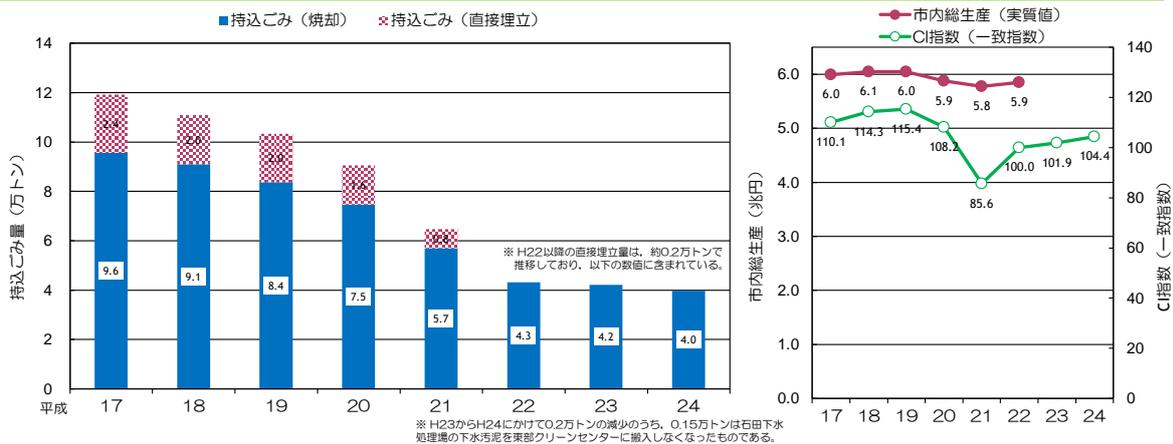
- 市収集の燃やすごみと同様に、雑がみの割合が高い。
- 生ごみは、食品リサイクル法により規模の大きい食品関連事業者に減量規制が課せられているが、未だに多い。
- マンションのプラスチック製容器包装は、市収集の燃やすごみと比較して割合が高い。
- 事業所から依然として缶・びん・ペットボトルが排出されている上、プラスチック類の割合も高い。



12

## 13 持込ごみ量の推移

- 平成20年度まで、景気の変化と概ね比例してごみ量が減少した後、平成21年度の手数料改定及び告示産廃受入停止などにより、平成20年度から22年度にかけて4.8万トンものごみが減量した。
- 平成22年度以降は、微減が続いている。

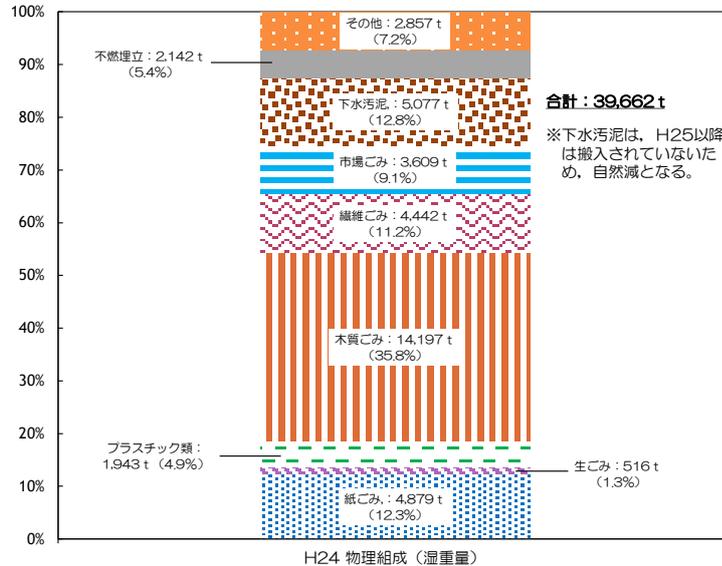


主な施策	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
●-17年7月 持込ごみ搬入手数料改定										
告示産廃搬入量上限引下げ 20年10月● (一事業者あたり50t/月→20t/月)										
●-21年10月 持込ごみ手数料再改定										
●-21年10月 告示産廃受入停止										

13

## 14 持込ごみのごみ質

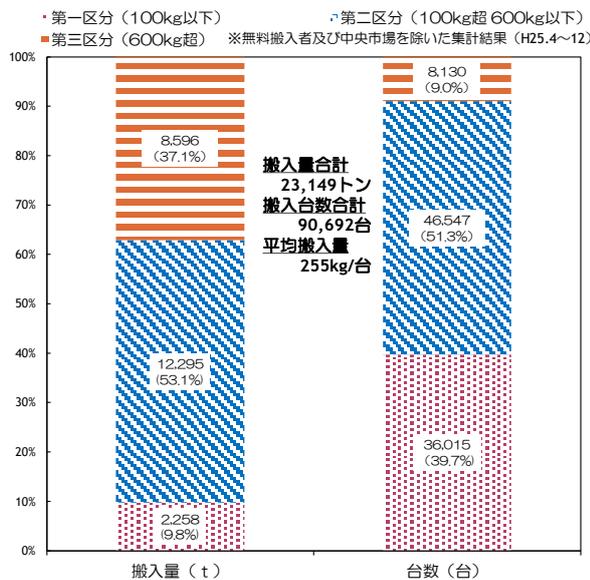
- 木質ごみの比率が最も高く、家具類、剪定枝、刈草などの資源化可能なものが搬入されている。
- 市場ごみ（中央卸売市場第一市場の生ごみ、汚れたダンボール等）は、平成22年10月に自主的に導入された市場内有料袋制により大幅に減少したが、現在も3,600トン搬入されている。
- 平成21年10月の告示産廃受入停止により、不燃埋立ごみが1万トン以上減少し、約2,000トンとなっている。



14

## 15 持込ごみの料金区分（3区分）別の搬入量・台数・搬入手数料単価・民間リサイクル施設の料金単価

- 持込ごみ搬入車両の91%が、第二区分以下の重量で搬入しており、その場合の手数料単価は最大で1,417円/100kgであることから、持込ごみで最も多い木質ごみの民間資源化施設に搬入するインセンティブが働きにくい。
- 一方、第三区分の1台当たりの平均搬入量は約1.1トンであり、民間資源化施設の料金単価よりわずかに高いが、家具の場合のガラス除去、刈草の場合の異物除去といった手間を考えれば、やはりインセンティブが働きにくい。



搬入重量 (kg)	搬入手数料単価 (円/100kg)
3,000	1,883
2,900	1,879
2,800	1,875
2,700	1,870
2,600	1,865
2,500	1,860
2,400	1,854
2,300	1,848
2,200	1,841
2,100	1,833
2,000	1,825
1,900	1,816
1,800	1,806
1,700	1,794
1,600	1,781
1,500	1,767
1,400	1,750
1,300	1,731
1,200	1,708
1,100	1,682
1,000	1,650
900	1,611
800	1,563
700	1,500
600	1,417
500	1,400
400	1,375
300	1,333
200	1,250
100	1,000

※3,000kg超も、わずかず単価は上がる

	民間リサイクル施設の料金単価 (円/100kg)		
	枝葉	刈草	木製家具
A社	1,200円 ~ 1,500円	3,000円	-
B社	1,500円	1,500円 ~	1,500円 ~ 1,700円
C社	1,200円	-	1,450円
D社	1,500円	1,500円	約 1,500円

※各施設への聞き取り調査による。

京都府の持込ごみ搬入手数料(100kg当たり)

手数料	第一区分	第二区分	第三区分
手数料	100円	150円	200円

手数料計算例: 1,100kgの場合  
 $1,000円 + 1,500円 \times (600 - 100) / 100 + 2,000円 \times (1,100 - 600) / 100 = 18,500円$   
 $\rightarrow 100kg$ 当たりの単価は、 $18,500円 / 1,100kg = 1,682円$

15

## 16 家庭ごみ減量施策の実施状況（全体像） ※次ページに個別施策の補足説明を記載

- ・資源回収、生ごみ減量を中心に様々な施策を実施しており、有料指定袋制導入以降のごみ減量効果の維持に貢献しているものと推察している。直接的なごみ減量効果が大きい施策としては、有料指定袋制や資源ごみの分別収集、紙ごみ対策が挙げられる。
- ・経済的規制（有料指定袋制・有料化）を先進的に実施している一方、指導・ペナルティ（不適正排出へのシール貼付・残置）は、資源の分別の観点よりも、指定袋を使用しない排出や不適物の排出が中心である。

	全般 (大型ごみ除く)	生ごみ	紙ごみ	容器包装	衣類	大型ごみ	その他
■義務的規制・ルール	※下線：条例に基づく施策 ※太字：減量効果が大きい施策			・資源ごみ分別収集（缶等、プラ） ・資源ごみ持ち寄り禁止（缶等）		・大型ごみ持ち寄り禁止	・小型金属類分別収集
■指導・ペナルティ	・不適正排出へのシール貼付・残置	資源の分別の観点での指導を徹底することにより、燃やすごみの減量効果を見ている例がある（大阪市など）。			プラスチック製容器包装分別収集による燃やすごみの減量効果は、約1万トン（=燃やすごみから分別収集に移行した量）（約4%減）		
■経済的規制	・家庭ごみ有料指定袋制（燃やすごみ）			・家庭ごみ有料指定袋制（資源ごみ）		・大型ごみ有料化	
■自主的取組の経済的支援（助成等）	有料指定袋制による燃やすごみの減量効果は、約4.7万トン（約17%減）	・生ごみ処理機等購入助成 ・生ごみ・落ち葉堆肥化活動支援	・コミュニティ回収 ・マーケット回収	・KYOTOエコマネー ・イベントのエコ化（リユース食器助成）	・コミュニティ回収 ・KYOTOエコマネー		・生ごみ・落ち葉堆肥化活動支援（枝葉）
■自主的取組の側面支援（コーディネート等）	・ごみ減量推進会議の活動 ・イベントのエコ化（認定）	・食へ残しゼロ優秀店舗認定制度 ・生ごみコミュニティ堆肥化事業	今後、1万トン以上の紙ごみ（雑がみ）減量効果が期待される。	・レジ袋削減協定の締結			
■自主的取組機会の提供	・資源物拠点回収 ・有害・危険ごみ等移動式拠点回収	使用済てんぷら油、小型家電、電池類 など	・紙ごみ回収の仕組みの構築と情報提供（H26～）			・大型ごみリユース実験（H25で終了）	
■情報発信・普及啓発	【全般】 ・エコまちステーション・まち美化事務所による地域での普及啓発 ・ごみ減量分別ハンドブック配布、同 追記版配布（毎年） ・ごみ減量エコバスツアー			【生ごみ】 ・生ごみ3キリ運動（キャンペーン、水切りネット配布、小学4年生への3キリ啓発下敷き配布、啓発ソング・アニメのネット配信） ・小学校の給食の生ごみリサイクル			
■その他							

16

## 17 家庭ごみ減量施策の実施状況（個別施策の補足説明）

<b>KYOTOエコマネー</b> 次のごみを減らす行動をしていただくと、エコマネーが得られ、商品と交換できる仕組み ①コーヒーチェーン店等の参加店舗でマイボトルを使って飲み物を購入 ②衣料品販売店等の参加店舗へ衣料品を持ち込み	<b>生ごみ・落ち葉堆肥化活動支援</b> 地域で生ごみ等の堆肥化活動を行う団体を対象に、堆肥化活動に必要な材料及び工具類の購入費用を助成	<b>ごみ減量推進会議の活動</b> 市民、事業者、行政（市）の三者のパートナーシップでごみの減量を図ることを目的として設立 ①普及啓発実行委員会の活動：広報活動、会報誌の発行やホームページの運営、ごみ減量に関する幅広い講座の開催等 ②ごみ減量事業化実行委員会の活動：市役所前フリーマの開催、市民等からの提案によるごみ減量モデル事業の実施等 ③地域活動実行委員会の活動：地域ごみ減量推進会議の設立支援、ごみ減量推進のためのリーダー養成講座等 ④2R型エコタウン構築事業実行委員会の活動：リペア・リメイクの情報発信、エコ商店街、容器包装削減事業の実施等
<b>イベントのエコ化</b> ①認定 「京都市エコイベント実施要綱」に基づき申請されたイベントを「京都市認定エコイベント」として認定 ②リユース食器助成 リユース食器を利用するイベント主催者に、導入経費の一部を助成	<b>大型ごみリユース実験</b> ・大型ごみとして出される家具を分別収集し、その内リユース可能なものを修理して販売する実験を平成23年度から実施してきたが、以下の理由により25年度で実験を終了 【理由】タンスなどの大型の家具に偏りがちな廃棄側のニーズと、椅子などの小さな家具の希望割合が高い利用側のニーズのミスマッチと、費用対効果の低さが分かった一方、民間市場に流せる家具もあることから、今後、リサイクルショップなどの民間事業者を軸とする仕組みの構築を検討する。	<b>紙ごみ回収の仕組みの構築と情報提供（H26～）</b> 市内全世帯が、①コミュニティ回収の実施、②古紙回収業者の利用、③まち美化事務所による回収のいずれかにより、雑がみ等の分別に取り組めるよう、仕組みづくりを進める。 ・取組1：まち美化事務所による地域の情報把握と紙ごみ分別の習慣化のための周知・啓発 ・取組2：市民が排出しやすい仕組みづくり（コミュニティ回収や古紙回収業者の利用拡大） ・取組3：古紙業者が雑がみも含めて市域を隈なく巡回して回収する仕組みづくり ・取組4：セーフティネットとしてのまち美化事務所による古紙回収
<b>マーケット回収</b> 商業施設等の駐車場等を活用して、古紙、古着の回収を行う団体に対し、助成金を交付	<b>生ごみコミュニティ堆肥化事業</b> 地域単位で堆肥化装置を設置し、家庭から持ち寄っていた生ごみから堆肥を作り、地域で活用していただく事業	<b>生ごみ3キリ運動</b> 平成24年10月から実施している、食材の「使い切り、食べきり、水きり」の3つの「キリ」を推進する運動 ・商業施設における「3キリキャンペーン」（店頭での「クイズ」や、「生ごみ減量ハンドブック」、「食べ残し料理リメイクレシピ小冊子」の配布） ・第一市場での「エコッキング」 ・啓発ソング、アニメ動画ネット配信、イベントでの活用 ・「食べ残しゼロ優秀店舗認定制度」モデル事業（協力店舗：5店舗・取組内容①食材を使いきるメニューの工夫、②食べ残しの出ないメニューの工夫、③食べ残しの持ち帰りができる工夫、④ごみ排出時の水きりの工夫 など）等を実施
<b>有害・危険ごみ等移動式拠点回収</b> 使用済てんぷら油、リユースびんなどの資源物に、「出し方がわからない」といった理由から捨てられないままになりがちなたんぱく質や薬品などの「有害・危険ごみ」を加えた23品目のごみを対象として、公園や学校など日ごとに場所を変えて回収する事業	<b>小学校の給食の生ごみリサイクル</b> 全市立小学校の給食の生ごみを民間リサイクル施設に搬入して飼料化するとともに、5つの小学校では、校内に堆肥化装置を設置し、給食の生ごみを堆肥化し、花壇等で活用する取組も実施 小学4年生には、こうした取組の概要と生ごみ3キリ運動の説明を記載した下敷きを配布することを通じて、生ごみ減量に関する環境教育を実施 さらに、堆肥化実施校では、家庭からの生ごみを持ち寄っていただく取組を試験的に実施	
<b>ごみ減量エコバスツアー</b> ごみ処理・再資源化施設を見学するバスツアーを実施		

17

## 18 事業ごみ減量施策の実施状況（全体像） ※次ページに個別施策の補足説明を記載

- ・大規模事業所や特定食品関連事業者への直接的な減量指導に加え、様々な啓発や自主的取組の側面支援を実施している。なお、ごみ減量に直接的に大きな効果を与えた施策としては、透明袋制及び手数料改定が挙げられる。
- ・透明袋制により分別が進んできているが、市施設での搬入物検査の結果を見ると、廃プラスチック類（産廃）などの分別が徹底されていない排出状況が見られる（その場合、許可業者を通じて排出事業者指導を行っている。）。

	生ごみ	紙ごみ	木質ごみ	排出事業者	許可業者	業者収集マシソン
■義務的規制・ルール	・ <b>食品リサイクル法（大企業のみ）</b>		・ <b>告示産廃受入停止（H21.10）</b>	・ <b>業者収集ごみ透明袋制（H22.6）</b> ※22年12月末まで経過措置	施策実施(H22.6)後 1年間で業者収集ごみ量は約1.77万トン減(約7%減)	・届出制度 ・ <b>業者収集ごみ透明袋制（H22.6）</b>
■指導・パネルティ	・特定食品関連事業者（スーパー、コンビニ等）への減量指導（計画書提出、訪問調査）		施策実施(H21.10)後 1年間で持込ごみ量は約3.6万トン減(約44%減)	・大規模事業所減量指導（計画書提出、立入指導）	・ <b>市施設での搬入物検査（持込ごみも実施）</b> ・巡回調査・訪問指導	・訪問指導
■経済的規制	※下線：条例に基づく施策		・ <b>持込ごみ手数料改定（H21.10）</b>	・ <b>許可業者搬入手数料改定（H20.4、H23.4、H26.4）</b>	搬入物検査の回数の増加や精度を高めることで、減量効果が出ている例がある（横浜市など）。	
■自主的取組の経済的支援（助成等）	※太字：減量効果が大きい施策			H26.4改定で、0.4万トン程度の減量効果が期待される。		
■自主的取組の側面支援（コーディネート等）	・小学校の給食の生ごみリサイクル ・ <b>食べ残し優秀店舗認定制度</b>	・雑誌モデル回収実験	・剪定枝の資源化に関するワークショップ	・ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度 ・商店街でのごみ減量ワークショップ	・優良事業者認定制度	
■自主的取組機会の提供		・市施設での紙ごみ回収ボックス設置(許可業者、持込ごみ)				
■情報発信・啓発	・生ごみの分別・リサイクルに係る啓発チラシの配布	・雑誌の分別・リサイクルに係る啓発チラシの配布	・クリーンセンターに剪定枝を搬入する者への啓発	・ニュースレター、ガイドブックの配布 ・中小企業向け講習会	・従業員向け研修会	・管理者向け講習会
■その他						

18

## 19 事業ごみ減量施策の実施状況（個別施策の補足説明）

### 食品リサイクル法

・食品関連事業者（製造、流通、外食等）が、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程から発生する食品廃棄物を飼料化や肥料化、エネルギー化などの方法で資源化することを促進する法律（平成13年施行）  
・再生利用等を実施すべき量に関する目標を、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めつつ、多量排出事業者（年間100t以上）には報告義務有り

### 食べ残し優秀店舗認定制度（モデル事業）

「食べ残しゼロ優秀店舗認定制度」の創設に向け、飲食店舗5店舗の協力を得て、  
①食材を使い切るメニューの工夫、  
②食べ残しの出ないメニューの工夫、  
③食べ残しの持ち帰りができる工夫、  
④ごみ排出時の水切りの工夫  
などに取り組んでいただくモデル事業を、平成25年10月から実施

### 大規模事業所減量指導

・1,000m以上の大規模建築物の所有者にごみの減量義務を課し、ごみの種類、発生量の前年度及び当該年度の見込、減量取組の状況等を記載した減量計画と廃棄物管理責任者の選任等の届出を義務付け  
・事業所から提出された減量計画書を基に、個別の立入調査及び指導を実施

### 特定食品関連事業者への減量指導

・食料品の小売店、飲食店、ホテル・旅館などのチェーンストア事業者で、市内にある店舗等の床面積の合計が、3,000m以上のものを対象に、市内の事業所から発生する事業系廃棄物について、ごみの種類、発生量の前年度実績及び当該年度の見込み、減量取組の状況等を記載した減量計画書を毎年1回提出することを義務付け  
・事業所から提出された減量計画書を基に、ごみ減量の取組状況や排出実態等を把握するとともに、東京等にあるフランチャイズの本部などを訪問し、ごみ減量・リサイクルについて指導

### 剪定枝の資源化対策

・クリーンセンターに再資源化が可能な剪定枝や刈草が多く搬入されていることから、官公庁の発注部局や業界団体等に民間資源化施設へ搬入するよう啓発を実施  
・造園業者と資源化施設運営業者が参画して、剪定枝や刈草の資源化が促進するよう、問題点を洗い出し解決策を導き出すワークショップを平成24年度に開催  
・ワークショップにおける議論を踏まえ、資源化施設の位置図、樹木の種類や幹や枝、根などの部分ごとの搬入料金、作業時に異物が入らないようにする工夫策などを掲載した「剪定枝・刈草のリサイクルBOOK」を作成し、クリーンセンターへの搬入者等に配布

### 市施設での搬入物検査

・本市焼却施設へ搬入する者（許可業者及び自身で持ち込む市民、事業者）を対象に、産業廃棄物や資源物などの不適物の搬入を抑制するため、検査を定期的実施  
・不適物があれば持ち帰りをはじめとした指導を実施

### 優良事業者認定制度

○排出事業者  
・平成24年度から、大規模事業所を対象に、ごみ減量・3R活動に積極的に取り組んでいる事業所を「優良事業所」として認定する制度  
・事業者のごみ減量に対する取組意欲の増進と意識の高揚が目的  
○許可業者  
・環境に配慮した収集運搬作業や積極的な従業員教育を推進している許可業者を「優良事業者」として認定する制度  
・排出事業者へアピールできるようにすることで、許可業者の収集運搬業の質の向上が目的

19

## 20 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の概要 (減量及び適正処理関係の内容を中心に説明)

- 本条例では、廃棄物の減量\*及び適正処理に関して、本市、事業者及び市民の基本的責務を規定している。  
※ 廃棄物の減量：本条例では、発生抑制、再使用、再生利用までを包括して「減量」としている。
- その上で、本市、事業者及び市民に対し、廃棄物の減量について、全般的に努力及び協力を求めている。
- 加えて、個別具体的な規定を、以下のとおり定めている（主な規定を抜粋）。

<p><b>■ 減量</b></p> <p>① 大規模建築物（床面積1,000平米以上）の所有者（大規模事業所）及び特定食品関連事業者（市内にある店舗等の延床面積の合計3,000平米以上のスーパー、コンビニエンスストア、飲食店ホテル等）に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業系廃棄物の減量義務</li> <li>事業系廃棄物の減量計画書の作成・届出、廃棄物処理責任者の選任</li> <li>義務違反に対する措置（勧告、公表、受入拒否）</li> </ul> <p>② 大規模建築物建築主に関する措置 (新築、増築、改築又は移転しようとする者が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①と同様の措置</li> </ul>	<p><b>■ 適正処理</b></p> <p>① 本市による一般廃棄物処理計画の公表（告示）</p> <p>② 占有者等の市計画（①の計画）に基づく収集等への協力義務</p> <p>③ 缶・びん・ペットボトル及び大型ごみの持去り禁止</p> <p>④ 市施設における一般廃棄物受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市施設に搬入する者への、市が定める受入基準の遵守義務</li> <li>基準に違反した搬入者への措置（受入拒否）</li> </ul>
<p><b>■ 手数料</b> 有料指定袋の価格、搬入手数料等を規定</p>	

【参 考】条例の構成・基本的責務・廃棄物の減量全般についての包含的な努力及び協力規定

<条例の構成>

第1章 総則（第1条～第5条） → 廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持に関する、本市、事業者、市民の基本的責務を規定

第2章 廃棄物の減量（第6条～第15条） → 廃棄物の減量全般に関する努力規定及び協力規定、事業系廃棄物に関する具体的な義務等の規定

第3章 廃棄物の適正な処理（第16条～第22条）

第4章 生活環境の清潔の保持（第23条～第24条）

第5章 生活環境影響調査書の縦覧等（第25条～第29条）

第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員（第30条～第33条）

第7章 手数料等（第34条～第36条）

第8章 雑則（第37条～第39条）

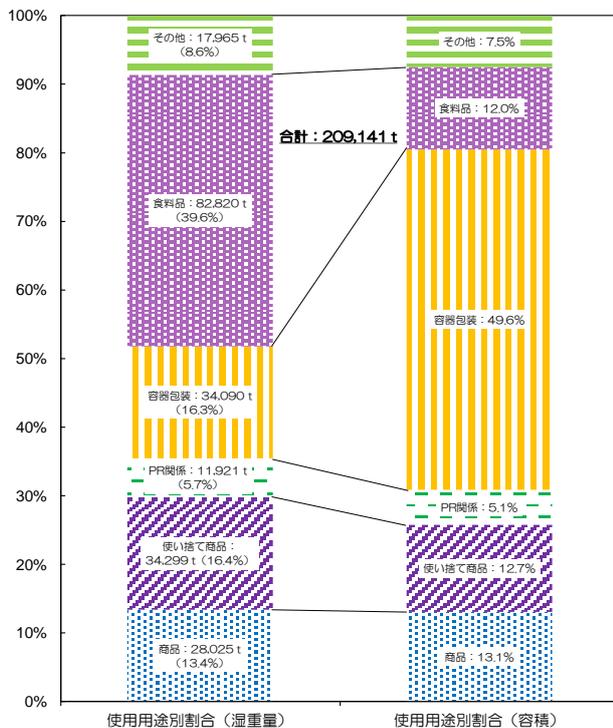
<基本的責務>（第3条～第5条の概要）

- 本市：必要な施策の実施、事業者及び市民の意識の啓発を図らなければならない。
- 事業者：事業系廃棄物の減量を図らなければならない。自らの責任において適正に事業系廃棄物を処理しなければならない。本市の施策に協力しなければならない。
- 市民：本市の施策に協力しなければならない。

<減量についての全般的な努力及び協力規定>（第6条～第8条の概要）

- 本市：事業者及び市民による廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物の処理に際して、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。
- 事業者：事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再使用すること、再生利用可能廃棄物を分別すること等により、減量の促進に努めなければならない。物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制すること、製品等の包装の簡素化を図ること等により発生抑制に努めるとともに、容易に再生利用できる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備等により再生利用の促進に努めなければならない。
- 市民：使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用できる製品を積極的に購入すること等により、減量に努めなければならない。販売業者に返却できる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、集団回収に協力するよう努めるとともに、本市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

## 21 燃やすごみの使用用途別に見たごみ質



○食料品

- 燃やすごみの中で総量が最も多く（約8万トン）、うち約3万トンが食べ残し（手付かず食品（約1.8万トン）含む）である。

○商品（全般）

- 古紙や古着、小型家電などの分別可能なものが多い【約13,000トン】
- 京都大学の調査によると、小形電池を使用する使用済小型家電の約3割は電池入りで排出されており、エネルギーを使い切らずに電池が廃棄されている。

○商品（使い捨て）

- 紙おむつ：布おむつと洗浄サービスの利用による発生抑制が可能【約12,000トン】
- 乾電池：充電式への切替えや、使い切りの徹底による発生抑制に加え、拠点回収への分別排出によるリサイクルも可能【約150トン】
- 割りばし：弁当購入時に自宅の箸を利用するなどにより発生抑制が可能【約230トン】

○商品（プラスチック製）

- プラスチック製容器包装との判別が難しく、一緒に分別できることを望む声が多い【約4,300トン】

○PR関係（チラシやダイレクトメールなどの雑がみ）

- ポストへの「チラシお断り」の標記や、ダイレクトメールの送付拒否などによる発生抑制が可能であり、また、コミュニティ回収や古紙業者による回収への分別排出によるリサイクルも可能【約10,000トン】

※容器包装については、他の資料にて詳細紹介済みにつき、ここでは記述を省略している。

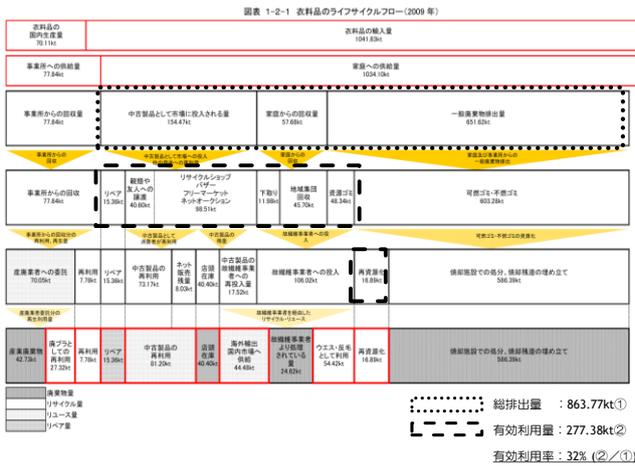
21

## 22 古着類の排出実態

- 全国の排出状況を推計した資料※によると、家庭からの総排出量の約32%が有効利用されている。
- 本市では、燃やすごみ中への排出量約5,200トンに対し、コミュニティ回収において約1,000トン、拠点回収で約100トン回収している。
- 店舗による回収やフリーマーケットへの排出量は明らかではないが、市民アンケート結果によると、そうした機会を活用している市民の割合は2.8%にとどまっており、有効利用されている割合は2割程度と推定される。

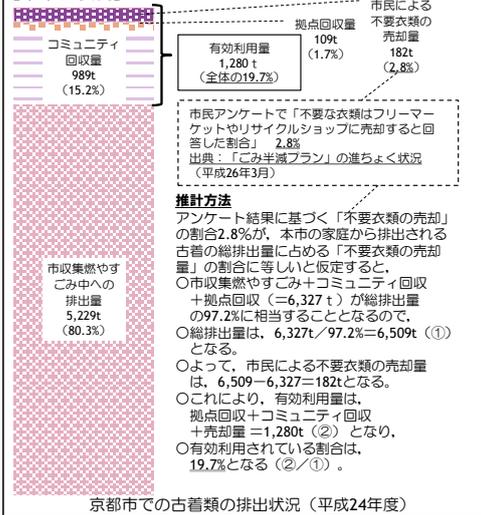
### 【全国の状況】

<衣料品のライフサイクルフロー>



※「繊維製品3R関連調査事業」報告書（平成22年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構）に一部追記

### 【本市の状況】



22

## 23 業者収集ごみ（事業所分）のうちリサイクル可能な品目のごみ量の変化

- 業者収集ごみ搬入手数料の段階的引上げ（平成20年4月、23年4月）及び透明袋制導入（平成22年6月）の前後で、生ごみ、紙ごみ、プラスチック類、缶・びん・ペットボトルのごみ量を比較すると、いずれも減少しているが、期限切れ食品・売れ残り食品と生ごみの原料くず、製品くず、雑がみ等その他の紙、プラスチック類の減少割合が他と比べて低い。
- 期限切れ食品が1.2万、食べ残り等が1.7万トンと、食品ロスの排出量が多い。
- 生ごみ全体で約7万トン排出されているが、クリーンセンターの搬入手数料（10円/kg）より民間資源化施設の料金（20円～40円/kg）が高いため、食品リサイクル法の規制対象事業所以外では分別するインセンティブが働きにくい（民間施設搬入量の増加が少ない。）。
- 生ごみ、紙ごみとともに、中小事業者の排出割合が高い（中小事業者割合・・・生ごみ：62%、紙ごみ78%）。

(単位：トン)

	平成18年度	平成24年度	
生ごみ	期限切れ、売れ残りの商品	15,578	12,139 (△22%)
	一般厨芥（食べ残り等）	27,502	17,209 (△37%)
	その他（原料くず、製品くず等）	47,757	37,645 (△21%)
	小計 ＜うち中小規模事業所※＞	90,837 <未集計>	66,993 (△26%) <41,852 (全体の62%)>
	【参考】民間資源化施設への搬入量	4,049	5,089 (+26%)
紙ごみ	古紙	18,324	7,068 (△61%)
	雑がみ等その他の紙（資源化不可のものも含む）	54,911	41,947 (△24%)
	小計 ＜うち中小規模事業所※＞	73,235 <未集計>	49,015 (△33%) <38,330 (全体の78%)>
プラスチック	26,052	20,159 (△23%)	
缶・びん・ペットボトル	6,826	3,380 (△50%)	

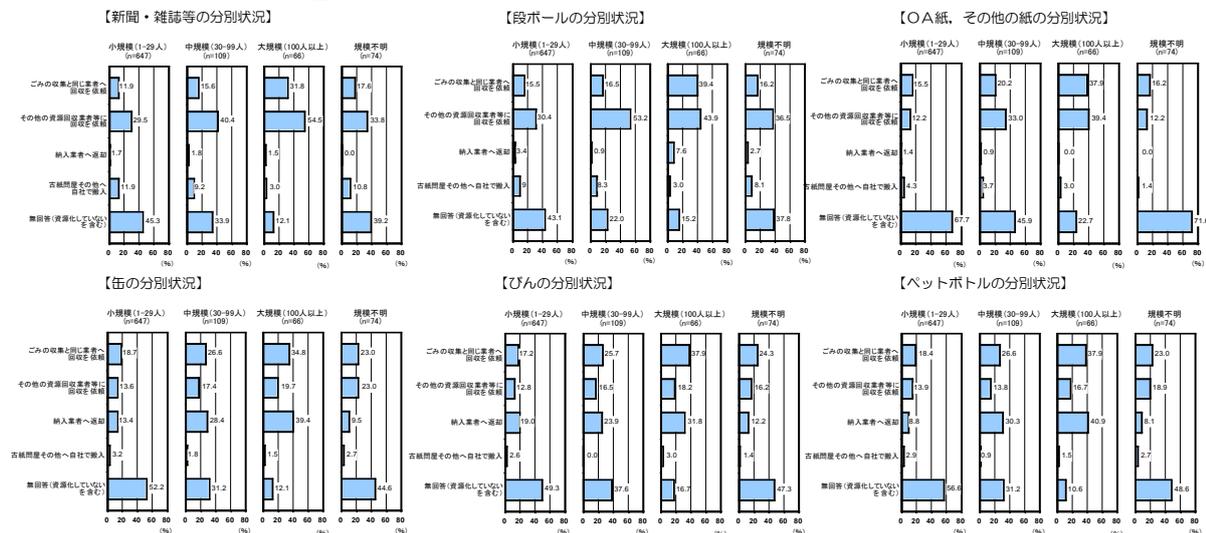
※ 上表の中小規模事業所のごみ量は、総ごみ量から大規模事業所のごみ量を差し引いて算出したものである。

23

## 24 事業所の規模別分別実施状況

- 古紙（新聞・雑誌・段ボール）、缶・びん・ペットボトルの分別について、従業員数規模が小さくなるほど分別割合が低い傾向がある。
- OA紙、その他の紙については、特にその傾向が強く、小規模事業者の分別割合が低い。

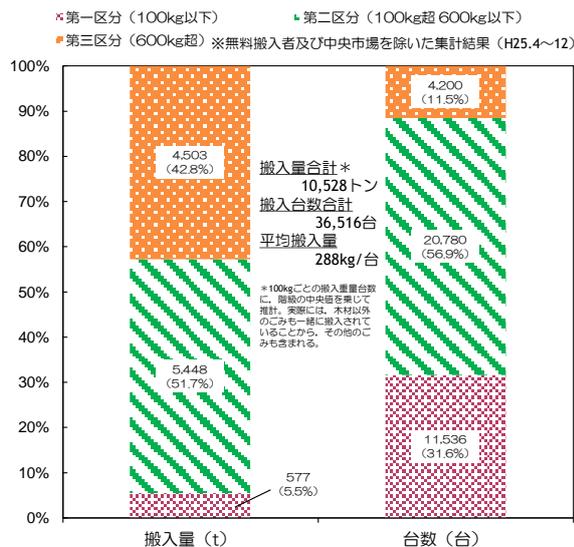
【補足】各グラフの、無回答を除く回答割合が大きいほど、分別割合が高い。



(出典) 京都市の事業ごみの収集運搬業に係る満足度調査報告書（平成24年2月 京都市）

## 25 持込ごみにおける木質ごみ（刈草含む）の搬入状況

- 木質ごみ搬入車両の88%が第二区分以下の重量で搬入しており、その場合のクリーンセンター搬入手数料の単価は最大で1,417円/100kgである。これに対し、民間リサイクル施設の料金単価は概ね1,200～1,700円/100kgの価格帯であり、クリーンセンターより高めであるため、民間リサイクル施設に搬入するインセンティブが働きにくい。
- 重量ベースで見ても、60%弱が第二区分以下での搬入となっている。



搬入重量 (kg)	搬入手数料単価 (円/100kg)
3,000	1,883
2,900	1,879
2,800	1,875
2,700	1,870
2,600	1,865
2,500	1,860
2,400	1,854
2,300	1,848
2,200	1,841
2,100	1,833
2,000	1,825
1,900	1,816
1,800	1,806
1,700	1,794
1,600	1,781
1,500	1,767
1,400	1,750
1,300	1,731
1,200	1,708
1,100	1,682
1,000	1,650
900	1,611
800	1,563
700	1,500
600	1,417
500	1,400
400	1,375
300	1,333
200	1,250
100	1,000

	民間リサイクル施設の料金単価 (円/100kg)		
	枝葉	刈草	木製家具
A社	1,200円 ～ 1,500円	3,000円	-
B社	1,500円	1,500円 ～	1,500円 ～ 1,700円
C社	1,200円	-	1,450円
D社	1,500円	1,500円	約 1,500円

※各施設への聞き取り調査による。

京都市の持込ごみ搬入手数料(100kg当たり)

手数料	第一区分	第二区分	第三区分
手数料	1000円	1500円	2000円

手数料計算例：1,100kgの場合  
 $1,000円 + 1,500円 \times (600 - 100) / 100 + 2,000円 \times (1,100 - 600) / 100 = 18,500円$   
 → 100kg当たりの単価は、 $18,500円 / 1,100kg = 1,682円$

※3,000kg超も、わずかつづ単価は上がる